

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	36 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	64 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	42 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月

私は、昭和50年8月に会社を退職後、A市役所で国民年金加入を行った。

国民年金に加入後、私が、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付しており、申立期間についても、同様に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みと記録されているのに、私の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、申立期間前後の昭和51年度及び53年度はいずれも現年度納付されており、昭和50年8月から51年3月までの保険料は、申立期間中の52年11月に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間は、12か月と比較的短期間である。

さらに、申立人は申立期間前後に、住所及び仕事などの生活状況に大きな変化は無かったとしている上、申立人が自身の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から46年3月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで
⑤ 昭和58年7月から同年10月まで

私は、市役所の指導で、夫婦二人で国民年金に加入し、発足当初から国民年金保険料を納付してきた。夫婦二人分の保険料は、自宅に来ていた市の集金人に納めていた。

当時、私の家は店をしており、申立期間①の昭和42年から46年までは、一番景気のいいときだったので4年近くも未納とされているとは考えられない。

昭和58年9月にA市に転居後、B市役所から未納期間の納付書が届き、届いた納付書はすべて金融機関から納付した。それ以前の期間は、B市で集金人に納付したはずである。

夫婦二人分の国民年金保険料はいつも一緒に納めていたので、納付状況が違うのも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所から届いた過年度納付書はすべて金融機関から納付し、それ以前の国民年金保険料は、集金人に納付したと申し立てている。

申立期間①について、当時の国民年金保険料納付方法は、年金手帳による印紙検認方式であるが、申立期間①は、46か月と長期におよび行政側が4年度にわたり事務的過誤を繰り返すとは考え難い。

また、社会保険庁の記録をみると、特殊台帳から、昭和42年度及び43年度

に未納者カードと押印されており、催告をされていたことが確認できる。しかし、申立人は、B市に住んでいたときは納付書で納めた記憶は無いと陳述しており、過年度納付されたとは考え難い。

申立期間②について、期間は3か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付されており、申立人夫婦の生活に変化はみられない。

また、申立期間②当時、B市では1年間の国民年金保険料納付書つづりを用いて保険料を徴収していたが、申立期間②の保険料を徴収しないまま、その後の昭和54年1月から同年3月までの保険料を徴収するのは不自然である。

申立期間③について、特殊台帳を見ると、申立期間は未納の記録になっており、続く昭和56年4月から同年12月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立期間③当時、何らかの事情により保険料納付が滞っていたものと推定できる。

また、申立人が、申立期間③以降の国民年金保険料を最初に納付したのは昭和58年7月であり、この時点においては申立期間③の保険料は時効の成立により、制度上、納付することができない。

申立期間④について、申立人の納付状況をみると、社会保険庁の記録及び申立人の所持する領収証書から、申立期間④を挟む昭和56年4月から同年12月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料を3か月ごとに納付していることが確認できる。

また、この間の国民年金保険料は過年度納付されているが、申立人の特殊台帳には欠格者の押印が見られることから、市では申立人の保険料納付月数が足らず無年金者となるおそれがあることを把握していたものと推定でき、申立人に対し納付勧奨を行ったものと考えられる。このことから、申立期間④のみ納付していなかったとは考え難い。

さらに、申立期間④前後の国民年金保険料が過年度納付された昭和59年から60年にかけては、記録管理が紙台帳から機械化へ移行する時期であり、何らかの事務的過誤が生じたことも否定できない。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間⑤の国民年金保険料を納付するため自分から納付書の発行を依頼した記憶は無いと陳述しているが、免除期間の保険料を納付するための保険料追納納付書は、被保険者からの申込みが無ければ発行することができず、申立期間⑤の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間①、③及び⑤の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から46年3月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和55年10月から57年3月まで
④ 昭和58年7月から同年10月まで

私は、市役所の指導で、夫婦二人で国民年金に加入し、発足当初から保険料を納付してきた。夫婦二人分の保険料は、自宅に来ていた市の集金人に納めていた。

当時、私の家は店をしており、申立期間①の昭和42年から46年までは、一番景気のいいときだったので4年近くも未納とされているとは考えられない。

昭和58年9月にA市に転居後、B市役所から未納期間の納付書が届き、届いた納付書はすべて金融機関から納付した。それ以前の期間は、B市で集金人に納付したはずである。

夫婦二人分の保険料はいつも一緒に納めていたので、納付状況が違うのも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所から届いた過年度納付書はすべて金融機関から納付し、それ以前の国民年金保険料は、集金人に納付したと申し立てている。

申立期間①について、当時の国民年金保険料納付方法は、年金手帳による印紙検認方式であるが、申立期間①は、46か月と長期におよび行政側が4年度にわたり事務的過誤を繰り返すとは考え難い。

また、社会保険庁の記録をみると、特殊台帳から、昭和42年度及び43年度

に未納者カードと押印されており、催告をされていたことが確認できる。しかし、申立人は、B市に住んでいたときは納付書で納めた記憶は無いと陳述しており、過年度納付されたとは考え難い。

申立期間②について、期間は3か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金保険料は現年度納付されており、申立人夫婦の生活に変化はみられない。

また、申立期間②当時、B市では1年間の保険料納付書つづりを用いて国民年金保険料を徴収していたが、申立期間②の保険料を徴収しないまま、その後の昭和54年1月から同年3月までの保険料を徴収するのは不自然である。

申立期間③について、申立人の納付状況を見ると、社会保険庁の記録から、申立期間③に続く昭和57年4月から58年6月までの期間の保険料は過年度納付されており、続く同年7月から同年10月までの期間の保険料は申請免除されていることが確認できる。

また、申立人の夫も、申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料が未納となっており、続く同年4月以降の保険料を過年度納付していることが確認できる。これらのことから、申立期間③当時、何らかの事情により保険料納付が滞っていたものと推定できる。

さらに、申立人の夫は、免除申請が認められた昭和58年7月以降、60歳まで未納無く保険料を納付又は免除したとしても、さらに14か月の保険料をさかのぼって納付しなければ年金受給権が発生しないが、申立人は2か月の保険料をさかのぼって納付すれば、60歳まで未納無く保険料を納付又は免除することによって年金受給権を確保することができ、56年4月から57年3月までの期間の保険料は、申立人の夫のみ納付したとみても不自然ではない。

申立期間④について、申立人は、申立期間④の保険料を納付するため自分から納付書の発行を依頼した記憶は無いと陳述しているが、免除期間の保険料を納付するための保険料追納納付書は、被保険者からの申し込みが無ければ発行することができず、申立期間④の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について各種氏名検索を行ったがその形跡は見当たらず、申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 3392 (事案 680 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年12月まで

昨年、申立期間を含む昭和46年5月から49年12月までの国民年金保険料について、特例納付を行ったとして確認申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、昭和49年分の所得税の確定申告書(控)が見つかった。見ると1年分の国民年金保険料を納付した申告になっている。国民年金保険料額として2万1,600円と記載しており、夫も国民年金に加入して、保険料を納付していたので夫婦二人分の保険料額である。当時どのようにして保険料を納付したかの記憶が無いが、資料があるので1年分の納付と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和46年5月から49年12月までの申立てについては、申立人は、申立期間後について過年度納付していることが市の被保険者名簿及び特殊台帳双方の記録において確認できるが、一括納付したとする当該期間後が当初は未納又は申請免除期間であったこととなり、申立人の主張に不自然さは否めないこと及び市は特例納付の収納は行われておらず、市の窓口で納付したとする申立人の陳述とは符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、当初の決定後に申立期間の確定申告書(控)が見つかったとして、当初の申立期間を変更し、現年度納付での再申立てを行っている。

そこで、申立人の国民年金加入状況をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和46年6月23日に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金

手帳記号番号払出簿で確認できるとともに、申立期間は、夫婦とも強制加入期間であることも確認できる。

また、申立人の夫の納付状況を見ると、社会保険庁の記録から申立期間について、申立人の夫は保険料を現年度納付していることも確認できる。

さらに、申立人が提出した昭和 49 年分の所得税の確定申告書（控）に計上されている国民年金保険料の 2 万 1,600 円は、申立期間の夫婦二人分の年金保険料額と一致することから、夫婦二人分の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年7月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。また、申立人の同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年7月まで
② 昭和38年8月

昭和37年9月から38年7月までは、会社に勤め厚生年金保険に加入していた。しかし、当時は、厚生年金保険の加入を意識していなかった。

申立期間①については、夫が国民年金に加入していたので、夫の国民年金保険料と一緒に夫婦二人分を納付して、私の保険料が二重の納付となった。また、申立期間の昭和38年8月の国民年金保険料も納付した。

申立期間①及び②とも所持している年金手帳の昭和38年4月から同年8月までに検認印が押されているが、社会保険庁の記録では国民年金保険料の納付となっていない。社会保険庁に問い合わせると申立期間①は厚生年金保険料との重複納付、及び申立期間②は未加入期間の納付であるから、申立期間①及び②とも還付していると回答をもらったが、還付を受けていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金保険料と厚生年金保険料を重複納付した。また、申立期間②も国民年金の未加入期間に保険料を納付したが、社会保険庁からは申立期間①及び②とも保険料は還付していると回答をもらったが、還付を受けていないと申し立てている。

そこで、申立人所持の昭和36年4月1日付けA県B市発行の国民年金手帳を見ると申立期間①及び②に、国民年金保険料の納付を示す検認印が押されていることから、保険料がいったん納付されたと考えられる。

また、申立人の資格に関する記録をみると、昭和37年9月から38年7月ま

でが厚生年金保険の被保険者資格期間であったことが確認でき、同年4月から同年7月までの期間は国民年金との重複納付となっていることが確認できる。

この場合、申立期間①について、国民年金保険料は還付処理がなされる期間となる。

しかし、社会保険事務所には還付整理簿が保管されておらず、市の被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳を見ても申立期間①及び②の保険料を還付したことをうかがわせる記録が見当たらない。

さらに、申立期間②について、社会保険庁の記録及びB市の国民年金被保険者名簿とも国民年金の強制加入日を昭和38年9月1日とし、申立期間は未加入期間としているが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月23日である。この場合、申立期間②は、本来、強制加入期間であり還付することはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について還付されていないものと認められる。また、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月及び 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から 60 年 2 月まで
② 昭和 60 年 3 月
③ 昭和 62 年 3 月

私は、昭和 57 年ごろから、A 社に勤務しており、59 年 3 月に会社の厚生年金保険に加入したが、給料から引かれる厚生年金保険料が高かったので事業主に言ったところ、厚生年金保険をやめて国民年金に加入するように言われた。

昭和 59 年 5 月に妻が国民年金に任意加入の手続をして、以降は妻が金融機関で国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた。当時の保険料は 1 か月 6,000 円を超えるぐらいだったと記憶している。

任意加入後国民年金保険料は、未納無く納付していたと思うので、申立期間②及び③についても納付していると思う。

社会保険庁の記録では、国民年金に任意加入したのが昭和 60 年 3 月となっているが、59 年 5 月に任意加入し、未納無く国民年金保険料を納付していると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 5 月に国民年金の加入手続をして以降は、妻が国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、配偶者が厚生年金保険加入期間中であった申立期間①について、申立人の任意加入手続時期をみると、昭和 60 年 3 月 14 日になされていることが市の被保険者名簿及び社会保険庁いずれの記録においても確認できる。この場合、59 年 5 月に加入手続を行ったとする申立人の陳

述とは符合しないほか、申立期間①は未加入期間となり、制度上保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

次に、申立期間②及び③についてみると、申立人は、昭和 60 年 3 月に任意加入により資格を再取得して以降、60 歳に達するまでの国民年金加入期間 120 か月のうち、申立期間②及び③を除く 118 か月は国民年金保険料を納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 60 年 3 月に自らの意思により任意加入しており、国民年金保険料納付を前提に加入したものと推定できる。

さらに、申立期間③についてみると、前後の期間は納付済みとなっており、申立人の居所及び生活状況に大きな変化は認められず、申立人の納付意識の高さを鑑^{かんが}みると、ほかの期間と同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月及び 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から同年3月まで
② 昭和42年1月から49年12月まで
③ 昭和55年4月から61年3月まで
④ 平成2年10月から同年12月まで
⑤ 平成6年3月
⑥ 平成6年10月から8年8月まで

昭和36年にA市で国民年金の加入手続を行った。以後の国民年金保険料は定期的に集金人に夫婦二人分を納付した。39年ごろB市に転居したが、41年ごろ事業に良い場所がC市にあったので転居した。そのころ出張所に行くと、定期的に集金人が来るようになり、夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。その後は、定期的に銀行で納付した。年金記録を確認すると、定期的に納付した期間である申立期間①、②、④及び⑤が未納とされていることが分かり納得できない。

また、定期的に納付した期間のうち、昭和55年度から60年度までは免除期間と分かった。夫婦共に免除の申請をした覚えはない。昭和55年及び56年の確定申告書の控えには、国民年金保険料が控除されている。57年及び58年の確定申告書の控えは1面しか所持していないが、社会保険料控除がされているので、申立期間③の免除に納得できない。

さらに、60歳の年金請求時に、市役所に行ったところ、「期間が不足、年金はもらえない、もらえても少ししかない。」と言われ不思議だった。しかし、市役所を信じて不足すると言われた23か月は、一度に納付することが大変だったので、遅れながら納付したはずであるが、申立期間⑥が未納とされていることが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料納付を行い、また、申立人が60歳になった際に、不足すると言われた期間は過年度納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立期間①及び②についてみると、申立人夫婦は昭和41年12月にC市へ転居している。一方、同市において、国民年金保険料の納付に必要な国民年金に係る住所変更手続は、転居から10年以上経過した52年3月になされていることが、同市の被保険者名簿の記録から確認できる。この場合、この手続がなされるまでの間、C市では申立人夫婦を被保険者であると認識しておらず、納付勧奨はなされなかったものと考えられ、申立期間の保険料を定期的に集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない上、手続時点では、申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間②直後の15か月の保険料を過年度納付しているほか、申立期間①直前の昭和36年4月から37年1月までの10か月の国民年金保険料を、55年6月に特例納付（附則4条）していることが特殊台帳から確認できるとともに、市の被保険者名簿を見ると、この特例納付の期間及び対応する保険料額「¥40,000」が明確に記載されている。さらに、申立人はこの過年度及び特例の組合せによる遡^{そきゅう}及納付を行った上、60歳に達するまで納付を継続することによって、初めて年金受給資格である300か月の納付期間を確保できる状況であった。

これらの点を踏まえ、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度であった状況を鑑^{かんが}みると、C市では申立期間①及び②の未納を認識した上、受給権確保の観点から、これら特例を含む過年度納付の勧奨を行ったものと推定できる。

次に、申立期間④、⑤及び⑥を含む平成元年4月以降について、申立人の納付記録をみると、納付済期間の国民年金保険料はいずれも過年度納付であることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、定期的に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、一緒に夫婦二人分を納付したとする妻も、申立期間④及び⑤は未納となっているほか、これらの期間は、納付書のOCR化、収納情報の電算処理導入後に当たっており、行政側が申立人夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人は60歳到達時に任意加入により資格を取得し、申立期間⑥直前の4か月の保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。また、申立人は特例納付（附則4条）後、60歳に達するまで欠かさず納付を継続することによって、初めて納付期間が300か月になる状況であったものの、申立期間④及び⑤を合わせた4か月が未納であったことから、

60歳到達時に受給権確保には4か月不足する状況であった。

これらの点を踏まえると、申立人は、自身の意思により、受給権確保に必要な4か月のみ国民年金保険料納付を行い、以後、資格喪失手続がなされないまま、申立期間⑥が未納となったと考えるのが相当である。

次に、申立期間③についてみると、申立人が所持する昭和55年分及び56年分の確定申告書の控えには、夫婦二人分の国民年金保険料相当額が計上されている。また、57年の社会保険料控除欄には、夫婦二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料に相当する「32万35円」が計上されている。

これらの点を踏まえると、申立期間のうち、昭和55年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していた可能性も否定できない。

一方、申立人が所持する昭和58年分の確定申告書の控えには、「19万1,976円」の社会保険料が計上されている。この金額は、前々年所得から計算される昭和58年度の国民健康保険料相当額であることが市の記録から確認できる。

また、夫婦共に昭和60年9月2日に、昭和60年度の申請免除の届出がなされていることが、社会保険庁の記録から確認でき、免除の申請をした覚えが無いとする申立人の陳述とは符合しない。これらの点を踏まえると、昭和58年以降については、保険料が納付できない何らかの事情が介在し、免除申請を行っていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和55年4月から57年12月までについては、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から昭和38年3月まで
② 昭和42年1月から50年12月まで
③ 昭和55年4月から61年3月まで
④ 平成2年10月から同年12月まで
⑤ 平成6年3月

昭和36年にA市で国民年金の加入手続を行った。以後の国民年金保険料は定期的に集金人に夫婦二人分を納付した。39年ごろB市に転居したが、41年ごろ事業に良い場所がC市にあったので転居した。そのころ出張所に行くと、定期的に集金人が来るようになり、夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。その後は、定期的に銀行で納付した。年金記録を確認すると、定期的に納付した期間である申立期間①、②、④及び⑤が未納とされていることが分かり納得できない。

また、定期的に納付した期間のうち、昭和55年度から60年度までは免除期間と分かった。夫婦共に免除の申請をした覚えはない。昭和55年及び56年の確定申告書の控えには、国民年金保険料が控除されている。57年及び58年の確定申告書の控えは1面しか所持していないが、社会保険料控除がされているので、申立期間③の免除に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであると申し立てている。

そこで、申立期間①及び②についてみると、申立人夫婦は昭和41年12月にC市へ転居している。一方、同市において、国民年金保険料の納付に必要な国民年金に係る住所変更手続は、転居から10年以上経過した52年3月になされていることが、同市の被保険者名簿の記録から確認できる。この場合、この手続がなされるまでの間、C市では申立人夫婦を被保険者であると認識しておら

ず、納付勧奨はなされなかったものと考えられ、申立期間の保険料を定期的に集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない上、手続時点では、申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっている。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間②直後は過年度納付していることが特殊台帳から確認できるほか、60歳に達するまで欠かさず納付を続けた場合に、年金受給資格である納付期間300か月に近似した304月になることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫も、申立期間直後は過年度納付しているほか、夫はこの過年度納付を行った上、60歳に達するまで欠かさず納付を継続しても、年金受給資格である300か月の納付期間に10か月不足する状況であったことから、昭和36年4月から37年1月までの保険料を、55年6月に特例納付（附則4条）していることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、夫婦一緒に定期的に夫婦二人分を納付したとする陳述とは符合しない。

加えて、夫が行った特例納付は、無年金者の救済措置として設けられた制度であったことから、C市では、年金受給権確保の観点から納付勧奨を行っていた形跡が、当時の広報紙から確認できる点を踏まえると、同市では、申立人夫婦の年金受給権確保の観点から、申立期間①及び②の未納を認識した上、勧奨を行ったものと推定できる。

次に、申立期間④及び⑤についてみると、一緒に夫婦二人分を納付した夫も、この期間未納であるほか、これらの期間は、納付書のOCR化、収納情報の電算処理導入後に当たっており、行政側が申立人夫婦そろって事務処理を誤るとは考え難い。

次に、申立期間③についてみると、申立人の夫が所持する昭和55年分及び56年分の確定申告書の控えには、夫婦二人分の国民年金保険料相当額が計上されている。また、57年の社会保険料控除欄には、夫婦二人分の国民年金保険料及び国民健康保険料に相当する「32万35円」が計上されている。

これらの点を踏まえると、申立期間のうち、昭和55年4月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していた可能性も否定できない。

一方、申立人の夫が所持する昭和58年分の確定申告書の控えには、「19万1,976円」の社会保険料が計上されている。この金額は、前々年所得から計算される昭和58年度の国民健康保険料相当額であることが市の記録から確認できる。

また、夫婦共に昭和60年9月2日に、昭和60年度の申請免除の届出がなされていることが、社会保険庁の記録から確認でき、免除の申請をした覚えが無いとする申立人の陳述とは符合しない。これらの点を踏まえると、昭和58年以降については、保険料が納付できない何らかの事情が介在し、免除申請を行っていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和55年4月から57年12月までについては、国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から45年3月まで

私は、結婚した昭和44年2月に失業し自営業を始めたが、それまでの厚生年金保険が無くなり、将来に不安を感じたので、妻が区役所に出向いて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、区役所窓口で同時に夫婦二人分の国民年金保険料も納付した。納付金額は覚えていないが、職員に言われるままに納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月に失業し、将来に不安を感じたので、申立人の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、職員に言われるままに申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を区役所窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和44年9月26日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦二人の国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年4月以降の国民年金保険料は、区役所窓口において納付することが可能であった現年度保険料であることが分かる。

また、申立人及びその妻は、昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付し、未納解消の努力がうかがえる上、申立期間直後の45年4月以降の国民年金被保険者期間に係る保険料を完納し、厚生年金保険等との切替手続も適切に行われていることなどを踏まえると、申立期間のうち、加入手続時点において過年度保険料であった44年2月及び同年3月の2か月の保険料についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から45年3月まで

結婚した昭和44年2月に夫が失業し自営業を始めたが、それまでの夫の厚生年金保険が無くなり、将来に不安を感じたので、私が区役所に出向いて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その時、区役所窓口で同時に国民年金保険料も納付した。納付金額は覚えていないが、職員に言われるままに納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月に申立人の夫が失業し、将来に不安を感じたので、申立人が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、職員に言われるままに申立期間の国民年金保険料を区役所窓口で納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和44年9月26日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに夫婦二人分の国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年4月以降の国民年金保険料は、区役所窓口において納付することが可能であった現年度保険料であることが分かる。

また、申立人及びその夫は、昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付し、未納解消の努力がうかがえる上、申立期間直後の45年4月以降の国民年金被保険者期間に係る保険料を完納し、厚生年金保険等との切替手続も適切に行われていることなどを踏まえると、申立期間のうち、加入手続時点において過年度保険料であった44年2月及び同年3月の2か月の保険料についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの期間、同年10月から39年3月までの期間及び50年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで
③ 昭和50年3月から同年6月まで

私の母は、両親の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人に、当時20歳になったばかりの妹と一緒に私の国民年金の加入手続を依頼し、それ以降は、家族の保険料と一緒に納付していた。その後、私は、昭和40年5月に結婚したが、母は嫁ぎ先に気を使い、結婚後も引き続き、母が実家において私の保険料を納付してくれていた。

昭和44年4月からは、私が自分で国民年金保険料を納付するようになったが、夫の給料だけでは保険料を納付する余裕が無かったので、46年3月に任意加入被保険者の資格の喪失を申し出た。

しかし、昭和50年当時、通っていた病院で障害年金のことを知り、改めて国民年金の必要性を感じたので、同年3月に自分で区役所に出向いて任意加入被保険者の再加入の手続を行い、その場で財布の中からお金を取り出し、窓口の担当者に国民年金保険料を納付したことをはっきり覚えている。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立人の母親が、20歳になった申立人の妹と一緒に申立人の国民年金の加入手続を行い、母親が家族の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年1月21日に、その妹と連番で払い出されている

ことから、家族の保険料を一緒に納付してくれていたとする母親は、申立人及び妹の保険料を一緒に納付する意思があったことをうかがわせる上、申立期間①及び②について、申立人の妹及びその両親共に納付済みとなっている。

また、申立期間①及び②は、5か月及び6か月と短期間であり、申立人の妹については、20歳に到達した昭和37年*月以降、申立人の両親については、国民年金制度が発足した36年4月以降、それぞれ60歳期間満了まで国民年金保険料をすべて納付しており、このような申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたものとみるのが自然である。

申立期間③について、申立人は、昭和46年3月にやむを得ず任意加入被保険者の資格の喪失を申し出て以降、改めて国民年金の必要性を感じたので、50年3月に自ら区役所に出向いて任意加入被保険者の再加入手続を行ったと申し立てていることから、当時、申立人が国民年金保険料を納付する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人は、再加入手続当時の区役所担当者の容姿、担当者から受けた説明の内容及び窓口で国民年金保険料を納付した際の状況等について、具体的かつ明瞭に記憶しており、その内容に特段不合理な点はうかがえない。

さらに、申立人自身が納付してきたとする昭和44年4月以降、60歳期間満了までの国民年金被保険者期間において、申立期間③の4か月を除き、保険料を完納し、第3号被保険者との切替手続も適切に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私が昭和 63 年 1 月に会社を退職した後、妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の種別変更手続きを行い、国民年金保険料を近くの金融機関で納付した。夫婦二人分の保険料は妻と一緒に納付しており、片方のみ納付することはあり得ないのに、申立期間の保険料について妻のみが納付とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金関係の各種手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたと申し立てている。

そこで、申立人の妻に係る社会保険庁の記録をみると、結婚後、申立人の数回にわたる厚生年金保険の資格の取得及び喪失の都度、的確に種別変更手続きを行い、納付が必要な期間は、すべて国民年金保険料を納付しており、また、申立人の記録をみても、結婚後は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の妻の年金制度に対する理解の深さとともに納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその妻の納付日が確認できる平成 12 年 7 月から申立人が 60 歳期間満了となる 18 年*月までの社会保険庁の記録をみると、1 か月を除き、夫婦同一日に納付していることが確認でき、申立人の妻が夫婦二人分の年金関係手続き及び国民年金保険料納付を一緒に行っていたとする申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、この間の申立人の妻の社会保険庁の記録は、国民年金第 1 号被保険者として納付済みであることから、申立人が昭和 63 年 1 月に会社を退職した際、申立人の妻は、自らが国民年金の第

3号被保険者から第1号被保険者に変更となることを認識し、区役所で種別変更手続を行ったことは明らかである上、区役所の担当者においても、申立人が第1号被保険者であることを当然認識していたと考えられることから、申立人の種別変更手続も同時に行われ、申立人の妻と共に保険料が納付されたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月から51年11月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から51年11月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで
③ 昭和57年4月から58年12月まで

私は、時期は定かではないが、社会保険事務所から25年納付しないと年金の受給資格が無いという通知がきたので、当時A市に住む兄から50万円ぐらいを借金し、どこで納めたのかも思い出せないが、確かに国民年金の保険料をまとめて納付した記憶がある。その兄も同じ時期に社会保険事務所から通知がきて100万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと言っていた。

私だけ、上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の兄から50万円ぐらいを借金して国民年金保険料をまとめて納付したとし、同じ時期に、その兄も国民年金の納付勧奨を受けて100万円ぐらいの保険料をまとめて納付したと言っていたと申し立てしているところ、申立人の兄の特殊台帳を見ると、昭和36年4月から48年5月までの期間及び49年4月から52年6月までの期間の185か月の保険料を、55年6月に附則第4条により特例納付していることが確認でき、その保険料額は74万円となることから、申立人の兄が納付したとする金額は、それが約30年前の記憶であることを考慮すると、おおむね符合しているものとみるのが相当である上、申立人の兄は、同年6月当時において、それ以前の未納期間すべてを特例納付し、60歳期間満了まで保険料を完納していることから、当時、満額の年金を受給する意思を有していたことは明らかである。

また、申立人が国民年金保険料を納付するために借金したとする申立人の兄

から当時の状況について聴取したところ、申立人のほか、当時、申立人と同居していた申立人の姉にも 50 万円ぐらいの金額を渡したと陳述しており、申立人の姉の特殊台帳を見ると、昭和 36 年 4 月から 45 年 11 月までの期間及び 50 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を、同様に 55 年 6 月に特例納付していることが確認できる上、その保険料額は 47 万 6,000 円であることから、陳述内容を裏付けている。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、厚生年金保険の資格を喪失した昭和 45 年 1 月から 47 年 4 月までの 28 か月の国民年金保険料を、申立人の兄及び姉と同じ 55 年 6 月に特例納付していることが確認できるが、申立人の当時の納付状況を踏まえると、当該期間の 28 か月については、年金受給資格期間との関連性がみられないことから、申立人もその兄及び姉と同様に、満額の年金を受給する意思を有していたものとするのが自然であり、上記保険料の納付日時時点で特例納付の対象期間であった申立期間①及び②を含めて納付金額を試算すると 34 万 4,000 円となり、申立人がその兄から借金したとする金額についても、おおむね符合しているものとみるのが相当である。

一方、申立人は、申立期間③の国民年金保険料についても、上記の保険料を納付する際にまとめて納付したと主張しているが、申立期間③は、当該特例納付を行った時期から約 2 年後の期間であり、未来に向けて保険料を納付することはできないものと考えられるほか、申立期間③は、申立人の妻も未納となっている。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 51 年 11 月までの期間及び 52 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から41年3月まで
② 昭和41年4月から44年12月まで

昭和45年1月の結婚後しばらくしてから、夫から過去の国民年金の加入履歴のことを聞かれたので、区役所に確認したところ、加入履歴は無いと言われたため、50年3月17日に任意加入した。

その後、平成20年4月30日になって、昭和41年6月1日に払い出された別の国民年金手帳記号番号のあることが判明したが、この手帳記号番号による納付記録は無いと言われた。

しかし、私の次姉は、昭和40年11月に結婚した後に、母が、「あなたの国民年金保険料は納付しないまま結婚させたので大変後悔し、妹の保険料についてはきちんとしようと思いい納付している。」と話していたことを、今でも鮮明に記憶しているとしている。

また、私自身も、申立期間当時、父が、定期的に訪問してくる女性集金人に国民年金保険料を納付していたことを覚えており、父が不在の時は、私が水屋から手帳を出し、集金人に保険料を支払い、手帳に押印してもらったことがあったことも記憶している。

当時の母の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に、次姉と連番で、国民年金未加入者に対する特別適用対策事業として職権で払い出されたと考えられ、この手帳記号番号払出時点において、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、次姉の国民年金手帳記号番号には「資格取消」のゴム印が確認できる一方、申立人の手帳記号番号にはそれが無く、昭和 53 年に被保険者台帳と記録照合したことを示す「53 照」のゴム印が確認できる。

本来、職権で払い出された国民年金手帳記号番号による保険料納付事実が無ければ、資格取消及び不在被保険者扱い等の処理がなされるべきところ、申立人にはこうした処理がなされていないことから、手帳記号番号が払い出されてから昭和 53 年当時までの間においては保険料納付記録が存在した可能性を否定できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の氏名は誤って記載されており、記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の父が集金人に一緒に納付していたとする申立人の母の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間②を含め、60 歳に至るまでの保険料はすべて納付済みとなっており、また、申立人の父の保険料納付記録をみても、国民年金制度発足時から 60 歳に至るまでの保険料を一括で納付しており、家族の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の父の納付意識の高さがうかがえる。

このほか、申立人の次姉は、自身の国民年金保険料は納付していなかったが、申立人の保険料はきちんと父が納付していることを母から聞いたことを鮮明に記憶していると証言しており、また、長姉も、申立人の国民年金に関してはきちんとしていることを、直接父から聞いたことがある旨を具体的に証言している。

これらのことから、納付意識の高かった申立人の父が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年度から申立人が結婚するまでの集金人に納付することが可能な期間の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することはできないところ、申立人の長姉は、父は集金人以外に保険料を納付したことは無かった旨証言している。

また、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 7 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和41年4月1日から同年10月1日までの期間及び42年7月1日から49年9月1日までの期間の厚生年金保険加入期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年6か月後の昭和51年3月26日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む5回の被保険者期間のうち、申立期間以前の3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 7 月 31 日まで

社会保険庁の記録によれば、A社のB支店及びC支店における勤務期間について、昭和 22 年 9 月 1 日に脱退手当金支給済みとなっている。

当時、私は、脱退手当金の制度があることさえ知らなかった上、男は一生仕事に従事するものと思っていたので、脱退手当金の請求手続を行うはずがない。

脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の裏面の勤務歴の欄を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号及び申立人が勤務したことが無いと陳述している事業所名が記載されているところ、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によれば、当該加入記録は申立人とは別人の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金支給額は本来 311 円となるべきところ、オンライン記録及び被保険者台帳の保険給付欄における申立人の脱退手当金支給額は 636 円とされているが、これは申立人の被保険者台帳の裏面に記載された、申立人とは別人の被保険者記録から算出した金額と一致している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄の備考に記載されている「49. 3」は、脱退手当金が 3 年未満の被保険者が受給対象となる「短期脱退手当金」として支給されたことを示しているが、その支給要件は戦争終結による事業所廃止に伴う喪失の場合等に限られており、当時D職であった申立

人はこの要件に該当しない。

以上の事情から、社会保険庁における申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立人とは別の被保険者に係るものと考えるのが相当であり、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 28 日まで
② 昭和 36 年 9 月 12 日から 37 年 9 月 11 日まで

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録照会回答票によると、A社に勤めていた昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 2 月 28 日までの期間及びB社C支店に勤めていた 36 年 9 月 12 日から 37 年 9 月 11 日までの期間が脱退手当金支給済みとなっている。

過去に脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、B社本店における厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が同じ会社に勤務していたにもかかわらず、本店勤務期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されていることから、未支給期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、B社C支店の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計 5 ページに記載されている女性のうち、連絡先が把握できた 2 人（資格喪失の 5 か月後及び 18 か月後に脱退手当金支給記録のある者。）から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年10月25日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、申立人の同社における具体的な勤務状況等の陳述が、申立期間当時に同社の被保険者記録を持つ同僚の陳述と符合することから認められる。

また、申立期間当時、A社の社会保険事務を担当していた同僚は、「入社後、定着しそうな従業員はすべて社会保険に加入していた。数か月以上も続いて勤務していた人が、保険に加入していないことは無いはずである。」旨陳述している。

さらに、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、社会保険庁の記録において、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数と申立人が陳述している従業員数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得したほぼ同年齢の同僚の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年4月から同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月31日から62年1月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を受けた。

A社での保険料控除が確認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、雇用保険の記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人のA社における昭和62年1月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和59年8月31日に適用事業所では無くなり、62年1月1日に再び適用事業所になっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、複数の同僚が、申立期間当時の従業員は5人から6人であったとしていること、及び同社が適用事業所では無くなった日に被保険者資格を喪失している者5人全員が、その後同社が再び適用事業所となった時に被保険者資格を取得していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年2月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から5年3月26日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間について、標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されていることが判明した。

A社での保険料控除が確認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年10月から5年2月までの期間において、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年12月1日から4年10月1日までの期間について、申立人は、控除された厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、また、A社は、14年に解散しており、元事業主とは連絡がつかないため、保険料控除の状況は確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年10月1日、資格喪失日が17年2月16日とされ、当該期間のうち、9年10月1日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳、雇用保険の記録及び給与支給明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（平成9年10月1日にA社B本店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年11月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成17年6月13日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月20日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、B社から子会社のA社へ出向した時期であるが、継続して勤務していたのは間違いないので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間も同社の子会社であるA社に勤務し（昭和35年5月20日にB社からA社に出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年9月1日から28年4月1日までの期間及び同年12月25日から29年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に、資格喪失日に係る記録を29年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月18日から28年4月1日まで
② 昭和28年12月25日から29年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も継続して同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事台帳及び人事発令書から、申立人は、昭和27年8月18日にA社に入社し、29年1月1日に同社C支社に転勤するまで、継続して同社本社で勤務していたことが確認でき、申立期間①及び②における同社での勤務が確認できる。

また、申立期間①については、B社は、「当社は採用区分にかかわらず、従業員を厚生年金保険に加入させている。申立人についてもほかの従業員と同様に入社日の翌月1日付けで資格を取得させなければならないところ、当社の事務過誤により資格取得届が提出されなかったものと考えられる。ただし、厚生年金保険料については、入社日の翌月の昭和27年9月から控除していたものと考えられる。」としており、社会保険事務所の記録をみても、申立期間①前

後にA社に入社した同僚全員が入社日（勤務辞令日）の翌月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、「年末年始を挟んでの異動であったため、当社の事務過誤により資格喪失日の届出を誤ったものと考えられ、申立期間も社員であったことから、昭和28年12月の厚生年金保険料は控除していたはずである。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和27年9月1日から28年4月1日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年4月及び同年11月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が資格取得日を昭和28年4月1日、資格喪失日を同年12月25日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る27年9月から28年3月までの期間及び同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、申立人が入社した昭和27年8月18日から同年9月1日までの期間について、B社は、「当社は、入社日の翌月1日付けで従業員を厚生年金保険に加入させているので、申立人についても、それまでの期間についての保険料は控除していない。」としており、ほかに申立人の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、同年38年1月から同年4月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和38年1月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月1日から同年5月1日まで
② 昭和40年1月11日から同年8月17日まで

私は、昭和36年9月から39年6月まで、A社でC業務を担当していた。社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、所持するA社の給与支払明細書では、昭和38年1月から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、資格取得日は同年5月1日であった。申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、昭和40年1月から同年8月まで、D県に所在する事業所でE業務に従事していた。

正式な事業所名はわからないが、事業主の姓は「F」で、「G」という名に覚えがある。申立期間②についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人所持の給与支払明細書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としているほか、申立期間当時の元事業主は既に死亡しており、これを明らかとする関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の陳述内容と符合するH社に照会を行ったところ、当時の事業主の妻は、「事業主（故人）が記載していたノートの各種の記事内容をみると、申立人は昭和40年4月15日から同年8月末日まで当社に勤務していたことが確認できる。」と回答していることから、申立人の同社での在籍が推認される。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、H社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和41年9月1日であり、申立期間は、同社が適用事業所となっていない期間に当たる。

また、H社の上記事業主の妻は、「当時、家族以外の従業員は申立人を含め臨時的に雇用する者しかおらず、適用事業所となる前の申立期間において、これら従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」との陳述が得られた。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人にも具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る昭和37年3月の1か月の記録が抜けているとの回答を受けた。私は、同年3月31日まで勤務し、同年3月の給与から社会保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間の昭和37年3月31日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人より1年前に入社した同僚からは、「当時、A社の保険料控除方法は当月控除であり、月末まで勤務したのであれば、退職した当月分の保険料も当然控除していたはずであるのに、資格喪失日が月末の3月31日付けとなっていることは、事務処理上の間違いと考えられる。」旨陳述が得られた。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間当時の昭和36年以降において、月末又は月初めの1日付けで資格を喪失している者は13名みられるものの、このうち10名の資格喪失日は1日付けとなっているのに対し、申立人を含む3名の資格喪失日のみが月末付けとなっていることが確認できる。

このうち、資格喪失日が申立人の約5か月後の昭和37年8月31日付けと同

年9月1日付けになっている二人の同僚については、ほかの同僚からは、「兩人とも昭和37年8月31日まで勤務し、月末に同時に退職したと記憶している。」旨陳述が得られ、これら兩人の資格喪失届は、一人は同年9月7日に届け出られているものの、ほかの一人は同年11月8日になって届け出られていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和37年3月分の給与から同月の保険料が控除されていたと主張しているところ、上記同僚が提出した退職月前後数か月分の給料支払明細書を検証すると、当時、厚生年金保険料は当月控除されていたことが確認でき、申立人の主張と符合している。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和58年11月1日に適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため明らかではないものの、事業主が資格喪失日を37年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月30日から64年1月1日まで

私は、昭和60年5月1日にA社にB業務従事者として入社した。その後、会社の移転により勤務場所が遠くなったため、63年12月末日で退職した。給料は毎月20日締めで、現金で支給されており、同年12月21日から同年同月末日までの給料を、64年1月分給料として支給された際、厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、給料から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社の給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年10月から3年6月までは47万円、同年7月から5年12月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から6年1月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円になっていることが分かった。平成2年10月当時の給与は約47万円であり、3年1月以降の給与は53万円を超えていたので、申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を申立人が主張する、平成2年10月から3年6月までは47万円、同年7月から5年12月までは53万円と記録していたところ、厚生年金保険及び雇用保険の記録から確認できる申立人の退職日（平成6年1月15日）の後の6年12月7日付けで、申立期間の標準報酬月額を20万円に遡^{そきゅう}及して引き下げている。

また、申立人から提出のあった申立期間の給与明細書から、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所における訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人はA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、営業担当であり、社会保険手続には関与していなかった。」と陳述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

加えて、A社の代表者は、「当該訂正処理時、厚生年金保険料の滞納があり、

社会保険事務所からの提案を受け、全役員の標準報酬月額を減額して、それに充当することとした。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月7日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について2年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から3年6月までは47万円、同年7月から5年12月までは53万円と訂正することが必要である。

大阪厚生年金 事案 4500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月11日から同年5月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成7年4月21日の会社解散決議に伴う離職まで継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得がない。52年5月ごろB支店から本社に転勤した際の処理過誤と思われるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、当時のA社B支店の同僚らの回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年5月1日にA社B支店から本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和52年3月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、既にA社は解散しており、同社の元事業主の連絡先は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 23 日まで
② 昭和 41 年 1 月 17 日から同年 3 月 25 日まで
③ 昭和 43 年 11 月 21 日から 44 年 2 月 21 日まで

平成 17 年*月の 60 歳の誕生日を過ぎてから、厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社の昭和 35 年 3 月 21 日から 40 年 2 月 23 日までの期間、B社の 41 年 1 月 17 日から同年 3 月 25 日までの期間及びC社の 43 年 11 月 21 日から 44 年 2 月 21 日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

その後、内容を確認するために同社会保険事務所へ行き調査を依頼したが、納得の行かない点の第一は、D社の昭和 41 年 10 月から 43 年 10 月まで 24 か月のみ残して、ほかの厚生年金部分の脱退手当金を請求手続することはありえない。

脱退手当金は一切受け取っていないし、D社のみを残していることはありえないと確信しているので、早急に調査して納得の行く回答がほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②と③の間にあるE社とD社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、これらを失念するとは考え難い上、未請求となっているD社における被保険者期間(24 か月)と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所における厚生年金保険の加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない3か月であるとともに、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている脱退手当金の受給要件を満たす女性8人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年3月25日に、A社D支店における資格取得日に係る記録を25年11月28日に訂正し、標準報酬月額については、24年3月は5,100円、25年11月は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和25年11月28日から同年12月4日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。私が所持する同社作成の人事記録には、昭和24年3月25日に入社してC支店に配属され、25年11月28日にD支店に異動したことが記載されているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社発行の職歴証明書及び申立人が所持するA社作成の申立人に係る人事記録並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社C支店に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立期間当時、当社に入社した者はすべて入社日付けで厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料も控除していたことから、申立人の申立期間に係る保険料も控除したと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 24 年 4 月の社会保険事務所の記録から、5,100 円とすることが妥当である。

申立期間②については、B 社発行の職歴証明書及び申立人が所持する A 社作成の申立人に係る人事記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和 25 年 11 月 28 日に B 社 C 支店から同社 D 支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支店における昭和 25 年 12 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 24 年 4 月 1 日及び 25 年 12 月 4 日をそれぞれ資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 24 年 3 月及び 25 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 51 年 2 月の標準報酬月額に係る記録を 17 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 8 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 8 月 8 日から 51 年 2 月末日まで、A 社 B 支店に勤務し、C 業務に従事していた。社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）の標準報酬月額と同社からの給与明細書の支給額を比較したところ、46 年 8 月から 47 年 7 月までは 5 万 6,033 円、同年 8 月から 48 年 7 月までは 1 万 9,132 円、同年 8 月から 50 年 6 月までは 2 万 6,162 円、それぞれ、同社の給与明細書の平均支給額の方が社会保険庁の記録より多くなっている。その他の期間も含めて再度調査し、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月については、申立人の標準報酬月額を 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 51 年 2 月の保険料の事業主による納付義務の履行

については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年9月から48年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、49年10月から50年1月までの期間、同年3月及び同年5月から同年6月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る支給明細書上の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間については、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和46年8月、48年2月、同年7月から49年9月までの期間、50年2月、同年4月及び同年9月から51年1月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、さらに、A社も当該期間当時の厚生年金保険料控除及び納付に関する資料等は残っていないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

なお、昭和50年7月及び同年8月については、申立人から給与明細書の提出はあったものの、当該給与明細書からは、厚生年金保険料控除額を判読することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和51年2月を除く申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は、昭和49年9月17日であると認められることから、同社B支社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月17日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和47年4月から58年9月まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社本社から同社B支社に転勤した際の申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

C厚生年金基金の加入期間証明があるので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の記録並びに申立人保管の厚生年金基金連合会が発行したC厚生年金基金の加入期間証明から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務(昭和49年9月17日にA社本社から同社B支社に異動。)していたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金の加入期間証明によると、申立人が昭和47年4月1日に同基金の被保険者資格を取得し、58年9月8日に同基金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、A社は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、C基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」としている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年9月17日にA社B支社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和49年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月31日に、A社における資格喪失日に係る記録を30年8月22日に、同社における資格取得日に係る記録を31年2月17日に、B社D支店における資格取得日に係る記録を39年8月1日に訂正し、また、申立期間の標準報酬月額については、24年7月は8,000円、30年7月は1万8,000円、31年2月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和30年7月1日から同年8月22日まで
③ 昭和31年2月17日から同年3月12日まで
④ 昭和39年8月1日から同年8月17日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和21年4月1日に正社員として入社し、申立期間も含め57年5月31日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社発行の在職証明書、経歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和24年7月31日にA社本社から同社C支社へ異動、30年7月1日に同社本社から同社E支社へ異動、31年2月17日に同社E支社から同社本社へ異動、39年8月1日にB社F支社から同社D支店へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社E支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和30年8月22日であることから、同社E支社が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和24年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社本社における30年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とし、申立期間③の標準報酬月額については、31年3月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、当時の事情を確認できる資料等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間①、②及び③に係る申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成7年12月から8年3月までの標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成8年7月17日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立人の平成8年4月から同年6月までの標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から8年4月30日まで
② 平成8年4月30日から同年7月17日まで

私は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられていることを社会保険事務所の個別訪問調査によって知らされた。同社で受け取っていた給与は約30万円だったので、標準報酬月額が12万6,000円となっていることに納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額と被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成8年6月30日以後の同年7月17日付けで7年12月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額が12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は役員であったことは無く、事業主も「申立人は一般社員であった。」と陳述していることから、申立人が当該訂正

処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 32 万円とすることが必要と認められる。

申立期間②については、社会保険庁の記録において、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 6 月 30 日以後の同年 7 月 17 日付けで、申立人に係る被保険者資格の喪失日を同年 4 月 30 日とする遡^{そきゅう}及訂正手続が行われていることが確認できる。また、申立人以外の多数の被保険者についても適用事業所に該当しなくなった日以降に、被保険者資格の喪失日の遡^{そきゅう}及訂正手続が行われていることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、上記の訂正処理が行われた平成 8 年 7 月 17 日以降も当該事業所に継続して勤務していることが確認でき、申立期間②の勤務の状況について申立人は、「女性担当者の数人と経理担当者、社長も勤務していた。」と陳述しており、これを事業主も認めていることから、少なくとも訂正処理日（平成 8 年 7 月 17 日）までは、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、勤務の実態があったと認められる訂正処理日の平成 8 年 7 月 17 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年1月から6年11月までについては41万円、同年12月から8年10月までについては36万円、同年11月から9年10月までについては34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から9年11月15日まで

申立期間当時、A社から給与を受け、B社とC社からは役員報酬をもらっていたが、社会保険庁の申立期間における厚生年金保険加入記録は、A社の勤務で標準報酬月額が22万円となっている。申立期間当時、B社から役員報酬50万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の標準報酬月額が実際の給与支給額と比べて低いと申し立てているところ、申立人の所持する給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、A社から毎月20万円の給与を受け、B社及びC社から、それぞれ毎月50万円及び毎月20万円の報酬を支給されていることが確認できるが、このうち、厚生年金保険料については、B社の報酬から毎月3万1,000円のみが事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これらの事情から、申立人の申立期間当時の標準報酬月額は、平成5年1月から6年11月までの期間は41万円、同年12月から8年10月までの期間は36万円、同年11月から9年10月までの期間は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人は、申立期間当時、関連する3社（A社、B社及びC社。）から、給与及び報酬を受けており、二つ以上の事業所から報酬を受けている被保険者に該当していたことが認められるが、事業主は申立人について、被保険者二以上事業所勤務届を提出すべきところ、これを行わず、二以上事業所勤務届において選択事業所とされるべきA社を事業所とする被保険者資格取得届を提出したことを認めている。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月11日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社C事業所から同社B事業所勤務となり、同事業所で勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和26年10月に入社し、40年12月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録カード、申立人が所持する転勤辞令書、同社の業務を受け継ぐD社人事部長及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和33年1月11日に同社C事業所から同社B事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和33年2月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年11月から平成3年4月まで

私は、60歳の誕生月の前月である昭和63年*月ごろに国民年金の満期通知を受けて、A市役所へ出向いて、60歳到達以降も継続して国民年金保険料を納付する手続をした。申立期間の保険料は、口座振替により納付していたのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達前の昭和63年*月ごろに国民年金へ高齢任意加入の手続を行い、申立期間を含む65歳までの国民年金保険料を口座振替により納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、申立人は、昭和63年*月*日に60歳到達により国民年金加入資格を喪失した上、平成3年5月28日付けで高齢任意加入手続を行い、国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

国民年金の任意加入被保険者は、制度上、加入日より前月の未加入期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金の高齢任意加入手続は60歳到達日より前月に行うことができず、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたとしているところ、当該預金口座の当時の取引明細には、申立期間の保険料が口座振替により支出された記録は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から49年3月まで

私が会社を辞めた昭和39年7月ごろ、母がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いが、申立期間のうち、私が結婚した昭和40年6月までは母が、その後は元夫が、それぞれ定期的に私の保険料を納付してくれていたと思う。

しかし、申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、退職した昭和39年ごろに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間のうち、結婚するまでの間の国民年金保険料を母が、結婚後の保険料を元夫がそれぞれ納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月ごろにA市において夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号を使用して、申立期間の国民年金保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人の元夫の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和42年3月以前は国民年金に未加入、同年4月から46年3月までは未納、46年4月から49年3月までは納付済みと記録されていることが確認できる。

このうち、納付済みの期間について元夫に係る特殊台帳を見ると、昭和46年4月から47年12月までは第2回特例納付実施期間中に特例納付により、48年1月から49年3月までは過年度納付により、それぞれ、国民年金手帳記号番号の払出後に納付されたことが確認できる。申立人の元夫は、申立人より年齢が高く、当該期間の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付しなければ、それ以降の保険料を60歳に到達するまですべて納付しても、年金受給権が得られないため、受給資格を満たすのに必要な期

間の保険料を特例納付等により納付する必要がある、必要最低限の期間の保険料を納付したものと推認される。

なお、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降の保険料を 60 歳到達まで納付すれば、年金受給権が得られることから、特例納付の必要は無かったものとみるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母及び元夫は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の母又は元夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年12月から40年3月まで
時期は分からないが、母が集金人から勧められて私の国民年金の加入手続をしてくれ、私が昭和46年10月に結婚するまでの国民年金保険料を、母が自身の保険料と一緒に自宅に来る集金人に納付していた。
申立期間の国民年金保険料について、母が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和37年ごろに母が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を、母が自身の保険料と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の被保険者の納付状況から推認でき、この手帳記号番号を使用しては申立期間のうち、大半の期間の国民年金保険料は現年度納付できず、一部期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない上、上述のとおり、大半の期間の保険料は基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の保険料の納付状況等の詳細は不明である。

加えて、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたころの昭和40年4月から国民年金保険料の納付が記録されており、確認できる同年4月から45年3月までの保険料は、その母と同一日に納付されており、申立人が記憶する母が納付していたとする期間については、この期間であった可能性も否定できない。

このほか、申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和49年3月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から53年1月まで

私は、時期ははっきりしないが、昭和44年又は45年ごろ、当時、居住していたA市で、毎月の集金に自宅に来ていた郵便局員の勧めで国民年金に加入した。加入手続は自分でした覚えはなく、郵便局員が代わりにしてくれたと思う。

郵便局員は、15年間保険料を納付すれば月3万5,000円もらえると
言っていたので、私は15年間かかさず国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、自分で郵便局員に直接渡していたように
覚えている。

それにもかかわらず、国民年金保険料の納付期間が11年1か月しか
記録されておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年又は45年ごろにA市で郵便局員を通じて国民年金
に加入し、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来ていた郵便局員に納付
していたと申し立てている。

しかし、申立人に係るB市が保管する国民年金被保険者検認台帳から、
申立人は、昭和53年2月23日に国民年金に任意加入したことが確認でき
る。

国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取
得するため、制度上、加入日より前の月の国民年金保険料をさかのぼって
納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読み検索及び申立期間当時に申立人が
居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金
手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民
年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当
たらぬ。

さらに、当時、申立人が居住していたとするA市及びB市において、郵便局員が国民年金の加入手続及び保険料の徴収を行っていたことをうかがわせる事情は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 4 月ごろに、「今なら、国民年金保険料をさかのぼって納付することができる。」と聞き、友人と A 市役所へ相談に行き、国民年金の加入手続をした。

加入手続の際、市役所職員から説明を受けて、その場で過去の未納となっていた申立期間の国民年金保険料を一括納付したと思う。

保険料を納付するために夫の銀行口座から引き出した預金は、当時の 1 か月分の生活費程度であったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、私が昭和 47 年 4 月ごろに一括納付したので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 4 月ごろに国民年金に加入した際、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和 47 年 4 月 10 日に国民年金に任意加入したことが確認できる。

国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、制度上、未加入期間となる加入月より前の期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当

たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和36年ごろにA市B区役所の女性集金人が来訪し、夫と一緒に国民年金が強制加入である旨の説明を受け、夫婦二人一緒に国民年金の加入手続をした。

加入以降、夫が、定期的に来訪する集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その際に、小冊子にシールを貼りつけた領収帳のようなものを受け取っていたと思う。なお、保険料をまとめて納付したこと及びさかのぼって納付した記憶は無い。

申立期間の保険料を夫が、自身の分のみ納付することは考えられない。

私の申立期間の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに夫婦二人一緒に国民年金に加入し、申立人の夫が申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年10月ごろに払い出されており、この手帳記号番号を使用して申立期間の国民年金保険料は、現年度納付することができず、一部の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上述のとおり、申立期間の国民年金保険料は、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができない上、申立人の申立期間の保険料を納付していた申立人の夫は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人に係る旧姓を含む複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所が保管

する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の夫に係るA市B区が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたころの昭和42年10月に申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料を納付しているところ、同日付けで申立人の夫も同年10月から同年12月までの保険料を納付しており、その後、45年6月までの保険料を3か月ごと夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立人の夫が集金人に夫婦二人分の保険料を納付したとする記憶はこの時期以降であった可能性も否定できない。

このほか、申立人の夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から50年12月まで

私は、夫婦で兄の経営するA店B支店を手伝っていた。忙しく国民年金保険料を入金する暇は無く、兄が経営していたCにある本店の近くにD市の出張所があったので、兄に頼み入金してもらっており、保険料は給与から差し引かれた。その後は、銀行で振込ができるようになったので、私達夫婦が銀行振込を利用し、夫婦二人分を納付し始めた。兄から時々、国民年金の保険料を納付しておいたと連絡があった。

上記期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の兄に頼み納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人夫婦に対して、国民年金手帳記号番号が昭和54年1月5日に連番で払い出されていることが分かる。その時点においては申立期間の保険料は、時効により現年度納付及び過年度納付ができず、特例納付によらないと納付できない。

また、社会保険庁の特殊台帳の記録をみると、申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料は、55年6月21日に特例納付制度を利用し、保険料18万円を納付した記録となっており、申立人が所持する領収証書及びD市の国民年金被保険者台帳とも記録が符合する。

さらに、社会保険庁の特殊台帳及びD市の国民年金被保険者台帳の記録から、申立人とその夫は、国民年金手帳記号番号の払出時点の昭和54年1月に、過年度納付ができるすべての期間となる51年1月から53年3月

までの保険料を納付していることが分かる。

加えて、D市の国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦に対し昭和 54年度に加入勧奨を行った記録が記載されている。

以上のことから、昭和 12 年生まれの申立人が、国民年金保険料払込終了となる 60 歳になるまでに 25 年間の保険料を納付し、国民年金の受給権を確保する為の、加入勧奨及び保険料納付勧奨がされたと考えることが自然である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料納付をおおむね兄に任せていたが、詳細な事情を聞かされておらず、その兄も亡くなっている上、申立人は申立期間に 2 回ほど直接役所窓口で納付に行ったと述べているものの、その際、納付書及び年金手帳を持って行った記憶は無く、領収書ももらわなかったと思うと述べており、国民年金の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から50年12月まで

私は、夫婦で妻の兄の経営するA店B支店を手伝っていた。忙しく国民年金保険料を入金する暇は無く、妻の兄が経営していたCにある本店の近くにD市の出張所があったので、妻の兄に頼み入金してもらっており、保険料は給与から差し引かれた。その後は、銀行で振込ができるようになったので、私達夫婦が銀行振込を利用し、夫婦二人分を納付し始めた。妻の兄から、妻に時々、国民年金の保険料を納付しておいたと連絡があったと妻から聞いている。

上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の義兄に頼み納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人夫婦に対して、国民年金手帳記号番号が昭和54年1月5日に連番で払い出されていることが分かる。その時点においては申立期間の保険料は、時効により現年度納付及び過年度納付ができず、特例納付によらないと納付できない。

また、社会保険庁の特殊台帳の記録をみると、申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料は、55年6月21日に特例納付制度を利用し、保険料22万8,000円を納付した記録となっており、申立人が所持する領収証書及びD市の国民年金被保険者台帳とも記録が符合する。

さらに、社会保険庁の特殊台帳及びD市の国民年金被保険者台帳の記録から、申立人とその妻は、国民年金手帳記号番号の払出時点の昭和54年

1月に、過年度納付ができるすべての期間となる51年1月から53年3月までの保険料を納付していることが分かる。

加えて、D市の国民年金被保険者台帳には、申立人夫婦に対し昭和54年度に加入勧奨を行った記録が記載されている。

以上のことから、昭和12年生まれの申立人が、国民年金保険料払込終了となる60歳になるまでに25年間の保険料を納付し、国民年金の受給権を確保する為の、加入勧奨及び保険料納付勧奨がされたと考えることが自然である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料納付を義兄と申立人の妻に任せていたが、義兄から詳細な事情を聞かされておらず、その義兄も亡くなっている上、申立人の妻からも保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から50年3月まで

結婚した時、義母が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、集金人が自宅兼工場に来ると、義母は、私の国民年金保険料と一緒に、義母、義父及び夫の保険料を納付した。義母が不在の時は、私が4人分の保険料を納付することもあった。申立期間の夫の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が、申立人が結婚した時に申立人の国民年金加入手続を行い、その後、集金人に申立期間の国民年金保険料の納付を行い、申立人の義母が不在の時は自分で申立期間の保険料の納付を行ったと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳から、昭和51年3月であることが確認できる。この時点において、申立期間のうち、46年1月から47年12月までの国民年金保険料は時効の成立により制度上納付することができない。また、申立期間のうち、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、集金人は過年度保険料を収納できず、集金人に保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

また、申立人は国民年金加入手続に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付にほとんど関与していない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事

務所で国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から51年8月まで

私は、昭和44年9月に会社を退職し、厚生年金保険を脱退したことから国民年金に加入する方が有利だと思い、夫の勧めもあり、市役所の出張所で私自身が国民年金に加入する手続きを行った。

加入時に年金手帳をもらい、以降は、金融機関の窓口で定期的に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた。

国民年金保険料の領収書は処分してしまったが、生活費が苦しい中、申立期間の保険料を納付していたことを覚えており、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に国民年金に加入して以降は、金融機関の窓口で定期的に国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと申し立てている。

そこで、申立人の資格記録をみると、昭和51年9月に任意加入として初めて資格を取得していることが市の被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳、社会保険庁の特殊台帳及びオンライン記録いずれにおいても確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年3月までの市における国民年金保険料の収納方法は、集金人による印紙検認方式であり、申立期間の保険料を納付書により金融機関で納付していたとの陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の

氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 47 年 8 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 47 年 8 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 50 年 4 月まで

20 歳当時、私は A 店を経営していたが、収入の不安定な仕事であり、叔父及び叔母が高齢になってからの特例納付でようやく国民年金の受給権を確保したものの、年金額が少なく苦労していたことを教訓として、両親の強い勧めもあって国民年金に加入した。国民年金保険料は役所から送られてくる納付書によって国民健康保険の保険料と一緒に銀行で納付していた。加入当初の保険料は年額 6 万円ぐらいで、半年ごとのまとめ払いをすることが多かったが、当時国民年金の重要性を認識しており、収入も多かったので、保険料を未納にすることは考えられず、昭和 54 年以前について保険料が未納とされているのは非常に心外であり、納得できない。

以前、社会保険庁から送られてきた「年金加入記録」に厚生年金保険の加入期間が脱落していたので、過去の加入記録を提供して記録を訂正してもらったが、それ以来、社会保険庁の記録には不信感があり、国民年金についても記録誤りがあると思えないので、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月ごろ国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付書によって銀行で、半年ごとに一括納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、市の国民年金被保険

者名簿並びに国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和 55 年 2 月になされたものと考えられる。この場合、加入手続時点においては、申立期間①及び②のいずれについても、時効の成立により、既に国民年金保険料を納付できない期間になっているほか、44 年 2 月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の資格記録をみると、社会保険庁のオンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、昭和 44 年 2 月に強制加入により資格を取得した後、47 年 9 月に厚生年金保険の加入によって資格を喪失し、その後は 54 年 12 月まで資格を再取得していないことが確認できるが、この場合、申立期間②は未加入期間となるため、この点からも当該期間については制度上国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、加入手続直後の昭和 55 年度分から 59 年度分までの保険料を毎年前納しており、そのうち、56 年度には 5 万 2,700 円、57 年度には 6 万 1,130 円、58 年度には 6 万 8,270 円をそれぞれ年度当初の 4 月に納付していることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。この点については、加入当初の保険料の年額が 6 万円程度であり、一括納付していたとする申立人の陳述と金額的におおむね符合することから、申立人は加入手続時期について、錯誤して認識している可能性も否定できない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を市から送られてくる納付書によって銀行で納付していたと陳述している。一方、市において納付書による保険料納付が可能となったのは、昭和 49 年 6 月からであり、申立期間中大部分の期間については、申立人の陳述は当時の納付制度とは符合しない。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる氏名検索を行った上、住所地を管轄する社会保険事務所において申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の特例納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から42年3月まで

昭和39年又は40年ごろ、自宅に来訪してきたA市役所の女性の集金人から国民年金加入の勧誘を受け、今なら36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われたので、私は加入手続をし、厚生年金保険脱退後の39年1月までさかのぼって保険料をまとめ払いした。その際、仮領収書を発行され、後日年金手帳と納付書の綴りが交付され、それに領収印を押してもらった。それ以来、42年3月ごろまでは保険料は定期的に集金人に納付し、その後は銀行に保険料を振り込んでいた。ところが、最近送られてきた年金加入記録のお知らせを見ると、同年11月に国民年金に加入したとあり、同年3月以前の期間は未納とされていて、加入当初さかのぼってまとめ払いした分が算入されておらず、納付できないので、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年又は40年ごろ国民年金に加入し、まず39年1月までさかのぼって国民年金保険料をまとめ払いし、それ以降は定期的に保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、昭和42年11月27日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点においては、申立期間のうち、40年9月以前の期間については時効の成立により、既に国民年金保険料を納付することはできない期間になっているほか、39年又は40年ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和 40 年 10 月以降の期間について過年度納付は可能であったものの、申立期間当時、市では過年度保険料の収納を行っていなかったことから、市の集金人に過年度保険料を納付し、仮領収証を発行されたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、遡^{そきゅう}及納付後の国民年金保険料を納付書によって集金人に現年度納付していたと陳述しているところ、A 市における現年度保険料の納付方式は昭和 47 年度までは印紙検認方式であり、この点からも申立人の陳述は当時の納付制度とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により申立人の氏名検索を行った上、住所地为管轄する社会保険事務所において申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

昭和 45 年 5 月ごろ、A 市に転居してきて店をオープンし、国民年金にも加入した。10 年後に火災に遭ったので店舗付住宅を購入し、店を再オープンした。店も繁盛し、苦労して国民年金保険料を納めた。集金に来た人は、店の近くの市営住宅に住んでいた 50 歳すぎの女の人で、毎月集金に来ていた。その人の名前は覚えていないが、顔を見たら分かる。私と同じく姉も独身のため、付加年金も勧められて加入した。保険料は姉が私の分を併せて納めていた。未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月ごろ、A 市へ転入した時に国民年金に加入し、姉が申立人の分と併せた国民年金保険料を毎月集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの未納について昭和 51 年度及び 53 年度に、同年度の未納について 54 年度に、また、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの未納について、昭和 58 年度に催告を受けていることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、集金人に毎月現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人の国民年金保険料を併せて納付していたとする姉の納付記録をみると、申立人と同様に未納となっているほか、申立人と同様に催告を受けていることが姉に係る特殊台帳から確認できる。

さらに、A 市においては、昭和 48 年度から納付書方式が開始され、同時に集金人の制度は廃止されており、申立期間当時、毎月集金に来ていた

とする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間に後続する昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、当初は申請免除期間であったものが、後に追納により納付済みとなっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立期間当時は、国民年金保険料が納付できない何らかの事情が介在していた可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

昭和 45 年 5 月ごろ、A 市に転居してきて店をオープンし、国民年金にも加入した。10 年後に火災に遭ったので店舗付住宅を購入し、店を再オープンした。店も繁盛し、苦労して国民年金保険料を納めた。集金に来た人は、店の近くの市営住宅に住んでいた 50 歳すぎの女の人で、毎月集金に来ていた。その人の名前は覚えていないが、顔を見たら分かる。私と同じく妹も独身のため、付加年金も勧められて加入した。保険料は私が妹の分を併せて納めていた。未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月ごろ、A 市へ転入した時に国民年金に加入し、妹の分と併せた国民年金保険料を毎月集金人に現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの未納について昭和 51 年度及び 53 年度に、同年度の未納について 54 年度に、また、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの未納について昭和 58 年度に催告を受けていることが社会保険庁の特殊台帳から確認でき、集金人に毎月現年度納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立人が自身の国民年金保険料と併せて納付していたとする妹の納付記録をみると、申立人と同様に未納となっているほか、申立人と同様に催告を受けていることが妹に係る特殊台帳から確認できる。

さらに、A 市においては、昭和 48 年度から納付書方式が開始され、同時に集金人の制度は廃止されており、申立期間当時、毎月集金に来ていたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立期間に後続する昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、当初は申請免除期間であったものが、後に追納により納付済みとなっていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立期間当時は、保険料が納付できない何らかの事情が介在していた可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った時に、窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。その後は、金融機関の窓口で納付したのを覚えている。

加入時に区役所窓口で納付した申立期間の領収証書を所持しているが、なぜか領収印が無く、未納とされているのは納得できない。

なお、昭和 60 年 3 月に自宅がほぼ全焼したので、確定申告書控え等の大事な書類をほとんど無くしてしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年ごろに、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行い、その時、区役所窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 6 月 10 日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この時点で、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない区役所窓口において納付することができなかつたものと考えられる上、申立人の所持する申立期間に係る社会保険事務所の納付書を見ると、3 枚複写である 1 枚目の「納付書・領収証書」、2 枚目の「領収控」及び 3 枚目の「領収済通知書」がすべて残っており、それぞれに領収印が無いことから、当該納付書を用いて保険料を納付していたものとみるのは困難である。

また、申立人は、納付記録のある昭和 49 年 4 月以降の市の領収証書を所持しており、そのうち、同年 4 月から同年 6 月までの期間については、区役所窓口で直接納付した際に発行される市の手書きの領収証書であり、

その領収日が同年5月29日であることから、申立人が加入時に区役所窓口で納付したとする国民年金保険料は、当該期間の保険料であったものと考えるのが自然であり、次の同年7月から同年9月までの金融機関用の市の領収証書については、同年10月28日付けの金融機関の領収印が確認でき、申立人の記憶とも一致している。

さらに、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間は未納となっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から11年3月までの期間及び同年11月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から11年3月まで
② 平成11年11月から13年3月まで

私は、平成6年12月に会社を退職したため、区役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

また、平成7年2月ごろから失業保険を受け取っていたところ、知人から、失業保険を受給中は、国民年金保険料を免除してもらえると教えられたので、区役所で免除の申請手続を行い、同年10月から約1年間を免除してもらったが、8年8月にA業を始めたことから、同年9月から保険料の納付を再開し、毎月1万3,300円を銀行の窓口で納付してきた記憶がある。私が免除の申請手続を行ったのは、最初に申請した時の一度しか無いのに、上記期間がすべて免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除の申請手続を行ったのは、最初に平成7年10月から8年8月までの約1年間に対して申請した時の一度だけであり、それ以外に申請手続を行った記憶は無いと主張しているが、当時における免除申請の申請期間は年度単位で行われており、申立人が認める当該免除期間について、申立人に係る社会保険庁の免除記録を見ると、7年9月27日に、同年10月から当該年度末である8年3月までの期間を申請し、さらに同年4月30日にも、平成8年度である平成8年4月から9年3月までの期間を申請していることが確認でき、当時の免除申請の実態とも符合していることから、申立人の主張にかかわらず、申立人は、当該免除期間において、

二度にわたり免除の申請手続を行ったものと推認され、免除申請に係る申立人の記憶には曖昧な点^{あいまい}がうかがえる。

また、平成9年度から12年度までの免除記録についても、それぞれの年度ごとに記載された申請日は具体的であるほか、11年度の免除期間においては、申立人が、平成12年3月24日及び同年4月5日の2回に分けて、11年4月から同年7月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるところ、12年5月15日及び同年5月29日に、それぞれ納付に応じた免除期間の変更処理が行われていることから、社会保険庁の記録に特段不合理な点はみられない上、申立期間①及び②は合計4年におよび、しかも基礎年金番号が導入された9年1月以降は、記録管理の強化が図られていることなどを踏まえると、このような長期間にわたり、納付記録が毎月連続して欠落することは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、毎月1万3,300円を銀行の窓口で納付し、その都度、縦長の領収証書を受け取っていたと陳述しているが、保険料月額が同金額となるのは、平成10年4月以降である上、申立人の記憶する領収証書の形態は、保険料収納事務が社会保険事務所に移管された14年4月以降における社会保険事務所の月単位による領収証書と酷似しており、申立期間①及び②当時におけるA市の年度単位による領収証書の形態と大きく異なっていることから、申立人が陳述するこれらの記憶は、納付記録からみて、保険料をおおむね毎月納付している平成14年度の記憶であったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
住み込みで働いていた時に、町会の人から、国民年金という制度ができたので、20 歳から加入しなければならないと言われ、自分で加入した。

申立期間の国民年金保険料については、月額 100 円を 3 か月に一度集金に訪れた人に納付し、印を押してもらっていた。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、制度発足時の昭和 36 年当時に国民年金に加入したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 3 月 14 日に払い出されており、また、特殊台帳をみても、同年 2 月 6 日に初めて国民年金任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間当時、申立人が住み込んでいたと陳述している事業主夫妻についても調査したが、事業主は既に他界しており、また、事業主の妻は申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとは証言しているもの

の、同人の年金加入記録をみると、昭和 42 年 10 月になって初めて任意加入しており、申立期間の時期とは一致しない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年12月まで
昭和42年4月ごろ、自宅に年配の男性が国民年金の集金に訪れた。
その際、昭和41年度までさかのぼって国民年金保険料を納付するよう勧められたが、妻は、昭和42年4月から43年3月までの夫婦二人分の保険料として4,800円を手渡した。
集金人は、その場で交付した国民年金手帳に3枚複写の納付書をホチキスで留めて置いて帰った。
また、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、3か月ごとに集金人に納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろに、申立期間のうち、同年4月から43年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を一括して集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和44年1月23日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、同日付けで発行されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできない。

また、申立人が集金人から受け取ったとする国民年金保険料納付書を見ても、未使用の状態のままであり、領収印は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、3か月ごとに集金人に納付していたと申し

立てているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、当該期間の印紙検認欄に検認印は無く、また、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の妻に係るA市B区保存の被保険者名簿を見ても、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる事跡^{じせき}は確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人には、昭和41年度に国民年金未加入者を対象とした適用特別対策事業として、職権により夫婦連番で払い出された別の手帳記号番号があるものの、当該手帳記号番号は資格を取消されているほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から43年12月まで

昭和42年4月ごろ、自宅に年配の男性が国民年金の集金に訪れた。

その際、昭和41年度までさかのぼって保険料を納付するよう勧められたが、私は、昭和42年4月から43年3月までの夫婦二人分の保険料として4,800円を手渡した。

集金人は、その場で交付した国民年金手帳に3枚複写の納付書をホチキスで留めて置いて帰った。

また、昭和43年4月から同年12月までの保険料については、3か月ごとに集金人に納付した。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろに、申立期間のうち、同年4月から43年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料を一括して集金人に納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和44年1月23日に払い出されており、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ても、同日付けで発行されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、制度上、集金人に納付することはできない。

また、申立人が集金人から受け取ったとする国民年金保険料納付書を見ても、未使用の状態のままであり、領収印は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、3か月ごとに集金人に納付していたと申し

立てているが、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、当該期間の印紙検認欄に検認印は無く、また、A市B区保存の被保険者名簿を見ても、申立期間に係る保険料納付をうかがわせる事跡^{じせき}は確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人には、昭和 41 年度に国民年金未加入者を対象とした適用特別対策事業として、職権により夫婦連番で払い出された別の手帳記号番号があるものの、当該手帳記号番号は資格を取消されているほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の手帳記号番号の払出しについて、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの期間及び49年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から46年3月まで
② 昭和49年4月から52年3月まで

時期は定かではないが、結婚前のA区の実家に住んでいた当時、兄が、弟及び妹の分も含め国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

昭和41年3月に結婚するまで、国民年金保険料の納付については兄に任せていたため、自分では全く分からないが、兄は、私の分を含め、弟及び妹の保険料を集金人に納付してくれていたはずである。

また、結婚後の国民年金保険料の納付については妻に任せていたため、自分では全く分からないが、妻は、私の保険料を、集金人に納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、兄が、弟及び妹の分とともに自身の国民年金の加入手続をしてくれるとともに、昭和41年3月に結婚する前までの国民年金保険料についても納付してくれ、また、結婚後の保険料については、妻が納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、国民年金への加入手続及び結婚前の申立期間に係る国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の兄などからの陳述を得ることはできず、また、結婚後の申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の妻の当時の記憶も不明確である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査

及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間はそれぞれ 72 か月及び 36 か月の合わせて 108 か月に及んでおり、複数回のこれほど長期間にわたり、国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
国民年金の加入については、自分ではしていないので分からないが、夫が制度発足当初の昭和36年4月に手続をしてくれたと思う。
申立期間の国民年金保険料の納付についても、夫に任せていたので分からないが、夫は、自宅に来ていた集金人にいつも夫婦二人分の保険料を納付していたと思うので、夫の保険料が納付済みであるのに自分の分だけ未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に、夫が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、夫婦二人分を集金人に納付してくれていたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から37年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、38年1月から39年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料納付を担っていたとする申立人の夫の納付状況をみると、所持する領収証書により、申立期間直後の昭和

40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、同年8月25日に一括して過年度納付していることが確認でき、常に夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする陳述とは符合しない。

加えて、申立人の夫は、所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料についても、昭和45年2月27日に一括して過年度納付していることも確認できる。

この点については、申立人の夫は国民年金加入当時、既に35歳に達していたことから、納付勧奨を受けて、年金受給資格期間を満たすために当該期間の保険料を過年度納付したと推測できるが、申立人は、当時30歳であったことから、その必要性は無かったためと考えられる。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料納付を担っていた申立人の夫の保険料納付方法等に関する記憶も明確でなく、申立人の申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月

私は、平成6年*月*日にA社を退職した後、同年*月*日にB社に再就職した。

そこで、再就職するまでの間の平成6年5月の1か月について、国民年金に高齢任意加入した。

国民年金保険料の納付書は、妻の分と同時に市役所から送付されてきたので、平成6年5月16日に、夫婦で市役所内にあった銀行の窓口でそれぞれ納付したと思う。その時の納付額は1万1,500円であった。

妻と私の国民年金保険料を一緒に納付したはずにもかかわらず、私の分だけ納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の高齢任意加入手続を行い、申立期間の1か月の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の厚生年金保険加入記録をみると、昭和32年9月から60歳到達の平成6年*月までのすべての期間において加入履歴を有し、老齢基礎年金の加入可能年数である33年を満たしているため、制度上、国民年金への高齢任意加入はできず、市役所が誤って申込みを受理したとも考え難い。

また、市役所保存の被保険者資格記録をみても、申立人に係る国民年金の加入記録及び国民年金保険料の納付記録は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 15 日から 42 年 9 月 3 日まで
② 昭和 42 年 9 月 11 日から 45 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 6 月 11 日まで
④ 昭和 46 年 8 月 9 日から 47 年 3 月 26 日まで

昭和 47 年 3 月に A 社を退職する際に、会社から厚生年金保険の脱退届の用紙を社会保険事務所に提出するようとの指示があり、よくわからなかったが、担当者に言われるまま、口座名を空白にして、今まで勤務した会社名を記入し郵送で提出した。当時は、厚生年金保険被保険者資格を失うことを、「脱退」というものと思っており、提出した書類が厚生年金保険を脱退するための届出とは知らなかった。

したがって、その後脱退手当金を受け取った覚えは無いが、知らずに受け取った可能性も否定しない。しかし、そもそもこの問題は、厚生年金保険について知らなかった私が意味を取り違えたこと、及び社会保険事務所の担当者の説明が不十分で意思疎通も無かったことによって生じたものだと思う。

このような経緯の中、年金記録確認第三者委員会で厚生年金保険加入期間を元に戻せるか、戻せないかについて審議をお願いしたい。

脱退手当金裁定請求書によると、小切手交付済のゴム印があるのみで、内容の記録は一切無い。また、本人がお金を受け取った署名は一切無いなどの問題がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の最終事業所である A 社を退職する際、「厚生年金保険の脱退届の用紙を社会保険事務所に提出した。」と陳述していることから、申

立人が申立期間に係る脱退手当金の請求の表示行為を行ったことは明らかである。

申立人は、この表示行為に関して「厚生年金保険被保険者資格を失うことを『脱退』というものと思っており、提出した書類が厚生年金保険を脱退するための届出とは知らなかった。」と主張しているが、仮にそうだとしたとしても表示された行為は厚生年金保険を脱退する^{うなず}というものであり、この表示に従って当局がその後の手続を進めたことは肯^{うなず}けないものではないというべきである。

また、申立人は、社会保険事務所の担当者の説明不十分をも指摘しているが、「脱退」という言葉の意味内容を把握することが著しく困難ということはない^{かんが}ことに鑑^{かんが}み、申立人の主張するところが手続に何らかの違法をもたらすもの^{かんが}ということとはできない。

さらに、申立人は、小切手交付済のゴム印があるのみであるなどと申し立てているが、脱退手当金裁定請求書に「47. 6. 30 小切手交付済」と表示されているゴム印は、払渡店である申立人の当時の住所地近傍のB郵便局に小切手により申立人に現金払いするための資金が送付されたことを示すものに過ぎないものである。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者証及びA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 5 日から 39 年 10 月 21 日まで

私は高校を卒業後、A社に勤務したが、結婚のため6年ほどで退職し、その後1年ほどしてB社に勤めた。社会保険庁の記録によれば、この2社で勤務した期間が脱退手当金支給済みとされている。

脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約12か月後の昭和40年10月29日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号をみると、申立期間である2回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているが、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために、記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月25日から47年9月29日まで
社会保険事務所に年金記録の照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた昭和36年10月25日から47年9月29日までの期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年11か月後の昭和51年8月2日に支給決定されているところ、申立人の脱退手当金裁定請求書は同年6月21日に管轄の社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び押印がなされている上、同請求書に記載されている住所は当時の申立人の住所と一致しているほか、脱退手当金が住所地に近いB銀行C支店での通知払（隔地払）とされていることを踏まえると、自宅に送付された脱退手当金の支払通知書を同銀行に持参して脱退手当金を受給したものと考えるのが自然である。

また、申立人は申立期間後に申立期間と同一の事業所において厚生年金保険に加入しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理

に不自然さのほうがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 22 日から 34 年 5 月 8 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間とその後のB社及びC社の2社で勤務していた期間について、それぞれ脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

B社及びC社における厚生年金保険加入期間については、社会保険事務所で脱退手当金を受給したことは記憶しているが、その前に勤めたA社の加入期間に係る脱退手当金については請求した記憶は無く受け取った覚えも無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後のB社及びC社における厚生年金保険被保険者期間についても別途脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間についても併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されていたため請求しなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 5 月 12 日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であるほか、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 23 日から 38 年 9 月 29 日まで
② 昭和 38 年 12 月 26 日から 46 年 7 月 21 日まで

昭和 34 年 3 月に A 社に入社し、38 年 9 月に退職した後、同年 12 月 26 日に B 社に入社し 46 年 7 月 21 日に退職した。

56 歳から年金がほしかったので社会保険事務所に手続に行ったところ、A 社及び B 社における厚生年金保険加入期間については、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

退職当時、脱退手当金について会社から何の説明も無く、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 11 月 22 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び押印がなされている上、昭和 46 年 9 月 17 日付けで申立人の当時の住所地に近い C 社会保険事務所において受け付けられた後、同年 10 月 26 日に裁定庁の D 社会保険事務所に転送され、同年 11 月 22 日付けの脱退手当金支払済みの押印が認められるほか、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後計 80 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内)

に資格を喪失した女性7人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め5人みられ、うち4人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、受給者のうち2人から、会社が代理請求していたという旨の陳述を得たことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したため異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から4年8月17日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が未加入期間となっていた。申立期間はA社で勤務し、平成元年4月10日付けの雇用契約の覚書に厚生年金保険加入についての記載があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「申立人は、当社の従業員ではなく外注先の従業員であったので、厚生年金保険には加入しておらず、保険料控除もしていない。」としており、申立期間当時の同僚も「申立人は、いわゆる持込契約で、厚生年金保険及び健康保険には加入していなかった。」と陳述している。

また、申立人は、「申立期間当時、何度か保険について会社に確認したが返事は無かった。」と陳述している上、会社から健康保険証を受け取った記憶は無く、給与からの保険料控除についても記憶は明確ではない。

さらに、B業厚生年金基金及び雇用保険の記録をみても、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無い。

なお、申立人が雇用契約の覚書を書いてもらったとしているA社と同住所地にある事業所の従業員は、「申立人のことは記憶しているが、覚書及び申立人の勤務の契約内容については記憶が定かではない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 46 年 6 月 18 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 5 月 20 日から同年 12 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①については、昭和 45 年 4 月 1 日から A 社に勤務したのに、社会保険事務所には、46 年 4 月 1 日からの加入記録しかない。

申立期間②及び③については、A 社から独立した B 社において、昭和 46 年 6 月 18 日から 47 年 12 月 30 日まで勤務したのに、社会保険事務所には、46 年 9 月 1 日から 47 年 5 月 20 日までの加入記録しか無く、前後の期間の記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は「24 歳で大学を卒業し、A 社に入社した。」と陳述しているところ、申立期間はまだ 23 歳で大学在籍中であり、陳述と符合しない。

また、申立人が昭和 45 年 4 月に同期入社したとする同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同一日の 46 年 4 月 1 日である。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の被保険者記号番号は昭和 46 年 5 月に払い出されており、また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、払出簿及び名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、A社は、昭和50年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の関連資料は保存されておらず、事業主は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できず、申立期間当時に同社で被保険者記録のある従業員に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる陳述は得られなかった。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が申立期間に、B社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者資格を取得した日と同一日の昭和46年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人と同様にA社からB社へ異動した事業主を含む9人の者の被保険者記録も、社会保険事務所の記録において申立期間は未加入となっている。

さらに、B社の元事業主は、「厚生年金保険加入手続はB社設立時から2か月から3か月遅れた。その間は、厚生年金保険料は給与から控除していないはずである。」と陳述している。

申立期間③については、申立人は、昭和47年12月までB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、B社退職後、CからDに転居したと陳述しているところ、戸籍の附票において、申立人が申立期間中の昭和47年7月にDへ転居していることが確認できる。

また、申立人と同時期にB社を退社したとする同僚の同社における被保険者資格の喪失日は、申立人の記録と同じ昭和47年5月20日である。

さらに、雇用保険の記録における申立人の離職日は昭和47年5月20日であり、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月から 35 年 3 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に係る資料は保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

また、前述の同僚のうち、経理担当者は、「申立期間当時におけるA社の従業員数は約60人であったが、男性社員も女性社員も厚生年金保険に加入させないのが普通であった。」と陳述しており、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の被保険者数は8人から10人と少ないことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことが推認される。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 26 日から 24 年 10 月 13 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 22 年 2 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社と同時期に存在していたB社は、昭和 22 年 4 月 1 日から事業所名をC社に変更し、25 年 1 月まで厚生年金保険の適用事業所であったことから、A社も同様に事業所名を変更して、引き続いて厚生年金保険の適用事業所であった可能性について、社会保険事務所の事業所索引簿を調査したが、D県E市内において 19 年 4 月から 23 年 3 月までの期間にA社から名称変更したと考えられる厚生年金保険の適用事業所は確認できなかった。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、前述の同僚からは、申立人の申立期間に係る保険料控除についての有力な陳述は得られなかった上、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の有る同組合の従業員についても、死亡又は連絡先不明のため申立人の申立期間当時の事情を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 24 日から 44 年 6 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間に同社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、「当社が保管する①昭和 20 年以降の厚生年金保険の加入に係る従業員台帳、②39 年から 58 年までの当社B支社の失業保険台帳、③事務職以外の全従業員を対象とするC講習の受講履歴（昭和 43 年 2 月分及び同年 3 月分。）のいずれにおいても申立人の氏名は確認できなかったことから、申立人は当社の社員ではなく、協力会社の従業員であったと推測され、当社では厚生年金保険に加入させていないはずである」としている。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る複数の従業員に照会しても、申立人を記憶している者はいない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月から 16 年 7 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社で社会保険事務を担当していた元役員から提出された給与支給に関する資料及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、申立期間のうち、平成 13 年 6 月ごろから 15 年 6 月ごろまで、同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、前述の給与支給に関する資料を見ると、申立期間のうち、平成 13 年 8 月から 14 年 7 月までの給与支給が確認できるが、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料の控除は行われていない。

また、申立期間当時に申立人の採用面接を行ったとするA社の元従業員は、「申立人はパート職員として採用した。当時、A社では、パート職員は社会保険に加入させていなかったため、申立人は厚生年金保険に加入していないと考える。」と陳述している。

さらに、申立期間当時にA社の社会保険事務を受託していた労務管理事務所も、「事務所で作成していたA社に係る社会保険の被保険者処理台帳を確認しても申立人の氏名は無いことから、申立人の社会保険加入手続は行っていない。同社の従業員には、正社員のほかにアルバイト職員等が存在し、同社は、アルバイト職員等は社会保険に加入させていなかったようである。」としている。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間を含む平成 12 年 8 月から 18 年 9 月まで国民健康保険に加入

しているとともに、申立期間のうち、13年6月及び同年7月については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年8月21日まで
② 昭和39年10月1日から41年11月30日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間は厚生年金保険の被保険者として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間①当時、A社に勤務していたと推認される。

しかしながら、当時の事業主の所在は不明である上、A社は昭和39年9月30日に解散しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

一方、社会保険庁の被保険者記録をみると、申立人は、昭和38年6月から42年4月までにおいて国民年金に加入し、このうち申立期間①を含む39年4月から40年3月までについては、申請により国民年金保険料を全額免除されていることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間①において、健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人はかつて生年月日が誤って記録されていたことがあるとも主張していることから、社会保険庁の記録において、生年月日の違い及び氏名の

読み方の違いによる検索を行ったが、申立期間①に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は無い。

このほか、申立期間①において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたか否かについては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、B社に勤務していたと推認される。

しかしながら、当時の事業主の所在は不明となっている上、B社は昭和54年12月2日に解散しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

一方、社会保険庁の被保険者記録をみると、申立人は、前述のとおり、昭和38年6月から42年4月まで国民年金に加入し、申立期間②を含む39年10月から40年3月までの期間及び41年10月から42年3月までの期間については、申請により国民年金保険料を全額免除されている上、40年4月から41年9月までの期間については、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間②において健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の生年月日の違い及び氏名の読み方の違いによる検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する記録は無い。

このほか、申立期間②において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたか否かについては、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 2 年ごろまで

申立期間①については、A社という会社で勤務し、厚生年金保険にも加入していたように思う。しかし、社会保険庁の記録では、同社で勤務していたすべての期間について記録が無いので、納得できない。

申立期間②については、昭和 61 年 4 月 1 日にB社という会社を設立し、代表取締役として平成 2 年ごろまで勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、同社が社会保険の適用事業所とされていないとの回答を得たが、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社が社会保険の適用事業所となった日は、昭和 35 年 5 月 1 日であり、申立期間①は、適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A社は、「適用事業所となる前に給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」と陳述している。

一方、社会保険庁の被保険者記録をみると、申立人は申立期間①と一部重なる昭和 32 年 8 月 1 日から同年 8 月 25 日までは、C社という事業所において厚生年金保険に加入している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社で代表取締役として勤務していたと申し立てているところ、同社の商業登記簿から、申立人が申立期間②において代表取締役として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、B社の社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士は亡くなっており、申立人の厚生年金保険料の控除についての事情を確認することができない上、同社の商業登記簿に記載されている申立人以外の役員についても、申立期間当時における厚生年金保険の加入記録は見当たらなかった。

さらに、申立人がB社設立前に勤務していたD社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和61年4月1日に被保険者資格を喪失した際に、継続療養給付受給者であることを示す押印がされていることが確認できることから、申立人は、B社が社会保険の適用事業所では無かったために、継続療養給付の受給手続を行ったものと考えられる。

一方、商業登記簿によると、申立人は申立期間において、B社の代表取締役に就任していることが確認でき、同社における厚生年金保険の適用状況等について知り得る立場であったと考えられる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 15 日から 33 年 7 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 1 日から 38 年ごろまで
③ 昭和 38 年ごろから 43 年 1 月 1 日まで

私は、H学校を卒業後、A社B支社に昭和33年6月末まで勤務し、その後、同年7月1日から知人の紹介でC市のD市場にあったE社で38年ごろまで勤務した。

しかし、A社での社会保険庁の被保険者記録は5か月しかなく、また、E社については記録がすべて無い。

さらに、その後に昭和38年ごろから勤務したF社でも社長が年金に入れてくれる約束だったが、厚生年金保険の記録が無いので納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B支社に昭和32年5月10日から33年6月末まで勤務したと申し立てている。

しかしながら、A社の現在の事業主は、当時の資料が無く、申立人の退職時期については不明としているほか、同社において厚生年金保険の加入記録がある同僚を抽出し、申立人の退職時期や勤務期間等について照会したが、いずれも不明と回答しており、資格喪失日である昭和32年10月15日以降の在職を確認することができなかった。

一方、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同時期の昭和32年4月に入社した申立人と同年齢又は一歳年長の7名の同僚のうち、6名が同年5月から同年10月までにかけて資格を喪失していることが確認できることから、当時、同社では何らかの事情により、申立人と同時期に厚生年金

保険の資格を喪失させていたことがうかがえるが、これら6名の同僚の所在はいずれも不明であり、当時の事情について確認することはできなかった。

また、A社の現在の社会保険事務担当者からは、「申立期間当時の資料は残っていないものの、当時、仕事が続かずに半年程度で辞める新入社員及びアルバイトが多かった。」旨陳述が得られた。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間①における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和33年7月1日からD市場内にあったE社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E社については、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、E社の本社及び支社共に、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間②における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

申立期間③について、F社の複数の同僚は申立人が申立期間に勤務していたと陳述していることから、入社日については特定できないものの、申立人が申立期間当時、F社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同事業所が法人化しG社となった昭和43年1月1日であり、申立期間③は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、社会保険庁の記録によると、当時の事業主を含め16人が申立人と同様にG社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年1月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主の妻は、「当時の資料が無く、詳細は不明ながら、厚生年金保険の適用事業所となる前から厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」と陳述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間③における被保険者記録は確認できなかった。

た。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月から 34 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 7 月から 37 年 3 月 31 日まで A 社において B 業務従事者として勤務し、会社から健康保険証をもらっていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立期間については厚生年金保険が未加入とされている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間に A 社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 31 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、27 年 7 月から 31 年 6 月 1 日までの期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A 社の当時の事業主は既に亡くなっていることから、当該期間における保険料控除について確認することができないほか、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらなかった。

一方、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 34 年 7 月 1 日と記録されているところ、A 社の当時の事業主の息子からは、「当時は社員の出入りが激しかったため、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」との陳述が得られた。

また、上記被保険者名簿をみると、申立人が同職種の同僚で申立人よりも早く入社していたとして名前を挙げた者の資格取得日は、申立人より後の昭和 34 年 8 月 1 日となっており、申立人とほぼ同時期に入社したとして名前を挙げた同僚の資格取得日も 36 年 4 月 1 日となっていることが確認できることか

ら、A社では、何らかの事情により、新規適用と同時に申立人及び当該複数の同僚を厚生年金保険に加入させていた訳では無かったことが考えられるほか、上記同僚は、「厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から厚生年金保険料を源泉控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間において申立人に該当する被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 21 日から同年 6 月まで
② 昭和 35 年 6 月から 36 年 1 月まで
③ 昭和 36 年 11 月から 38 年 10 月まで
④ 昭和 38 年 10 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。

申立期間①は、昭和 35 年 3 月に高校を卒業後、学校の紹介で A 社に就職し、同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月の給与をもらってから退職したと記憶しているのに、同年 4 月 21 日までの加入記録しかない。

また、申立期間②は、A 社を退職後、昭和 35 年 6 月に B 社に入社し、翌 36 年 1 月まで勤務した。給与から所得税と健康保険料が控除されていたと思う。

さらに、申立期間③は C 社に、申立期間④は D 社に、それぞれ勤務した。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 35 年 3 月から申立期間も継続して A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は既に合併解散しており、合併後の E 社も申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人と同じ高校を卒業し A 社に同期入社した同僚は、申立人の在籍期間を覚えておらず、同社で申立期間に資格を取得している従業員に照会しても、申立人の在籍期間を記憶している者はいない。

申立期間②については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間当時の経理担当者も死亡していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除等の状況は確認できない。

また、B社は、申立期間当時、3か月から5か月の試用期間が有り、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと回答している。

さらに、同僚の一人は、昭和28年に高校を卒業してB社に入社し、2年から3年の間勤務したとしているが、社会保険庁において該当する加入記録は無く、また、その後32年ごろに再入社したとしているが、35年2月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

申立期間③については、事業所の所在地等に関する申立人の記憶が明確であることから判断して、期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、C社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時の事業主は死亡している上、同事務所の業務を引き継いだとする会計事務所は申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る保険料控除等は確認できない。

申立期間④については、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は昭和45年に解散しており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、社会保険事務所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る従業員に照会しても、申立人の在籍を記憶している者はいない。

さらに、当該被保険者名簿を見ると、D社では、厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年4月1日に8人の従業員が資格を取得しているが、その後同社が39年2月に適用事業所では無くなるまでの間、新たに資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④において、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 4525

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、伯母の紹介で昭和 47 年に入社し 56 年まで継続して勤務した。申立期間も、同社のB支社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している登録原簿（人事記録）から判断して、申立人が申立期間もD職として同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が保管する社会保険料徴収台帳には、申立人が昭和 48 年 8 月 1 日に同社B支社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、50 年 2 月 1 日に同社C部で再び資格を取得していることが記録されており、これは社会保険事務所の厚生年金保険加入記録と一致する。

また、申立人は、申立期間当時の勤務状況について、成績は悪かったが基本給の支給はあったとしているところ、A社の現在の人事総務担当者は、「申立期間当時は、目標を達成できなかったD職員はD嘱託に身分を変更し、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。申立期間については、申立人がD職員からD嘱託に変更になったとしか考えられない。」と陳述している。

さらに、前述の人事担当者は、資格喪失後に厚生年金保険料を給与から控除することは無いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月から 33 年 8 月まで
② 昭和 33 年 9 月から 34 年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いという回答をもらった。

申立期間①については、兄の紹介で入社したA社（現在は、E社。）の工場です約1年間勤務した。入社後1か月ほどして、工場がH市からI市に移転したことを覚えている。また、J業務に従事していたが、当時は仕事が忙しく残業も多かったため、残業手当の額を確認するために給与明細書を見た際、厚生年金保険料が控除されていたのを見たように思う。

申立期間②については、A社を退職後いったん帰郷したが、再度H地へ来て、友人の紹介で、B社又はC社という名称の事業所で6か月程度勤務した。同事業所では、D社の運搬などを行っていた。

申立期間①及び②とも、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人より先に入社し申立人に同社を紹介したとされる申立人の兄の資格取得日は、同人が入社したとされる昭和32年3月から1年6か月後の33年8月1日となっている。

また、当該被保険者名簿において申立期間に加入記録の有る複数の同僚は、A社では試用期間があったとしており、別の同僚の資格取得日を見ても、自身が記憶する入社時期より6か月から2年近く後の日付となっている。

これらのことから、A社では、申立期間当時、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させる取り扱いをしていなかったことが推認され、申立人は、厚生年金保険の加入前に同社を退職した可能性も考えられる。

なお、E社では、当時の厚生年金保険の加入の取扱いは資料も無く不明であるが、加入させていない者から保険料を控除することはしていないはずであるとしている。

申立期間②については、申立人は、B社又はC社という名称の事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

また、D社の総務部門を継承するF社は、保管する申立期間の資料に、B社又はC社という名称の協力会社は見当らず、申立人がKを運搬していたとするD社G工場の社員名簿にも、申立人の氏名は確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から32年2月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。
A店は、C卸売市場内の仲買店であり、昭和27年4月から37年10月まで勤務した。
申立期間も継続して勤務しており、勤務状況にも変化は無かったので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA店は、事業主及び申立人を含む従業員2人の個人商店であり、社会保険事務所の記録によれば、3人は、B組合の被保険者として厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所のB組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、A店の事業主及び2人の従業員は昭和28年6月1日に被保険者資格を喪失し、その後32年2月1日に事業主を除く2人が同組合において資格を再取得しており、また、その時に新たに厚生年金保険被保険者記号番号が付与されている上、当該名簿の申立期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該名簿において昭和28年9月1日に被保険者記録が有る者については、標準報酬月額の変更が行われた記載があるが、事業主及び2人の従業員は当該記載が無いことから、同年6月以降も被保険者であったとは考え難く、申立期間当時、同商店では何らかの事情により厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

さらに、A店の当時の事業主は既に死亡しており、もう1人の従業員は連

絡先不明のため、これらの者から申立人に係る申立期間の保険料控除等は確認できない上、申立人自身も、保険料控除についての明確な記憶を有していない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 4 月 28 日まで

申立期間当時、私はA社の代表取締役であったが、平成 7 年 2 月ごろから厚生年金保険料の支払が滞ったところ、社会保険事務所から、過去に納付していた標準報酬月額 50 万円の保険料について、申立期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円にするように指示され、素直に従った。

しかし、申立期間の実際の標準報酬月額は、訂正前の 50 万円であったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険事務所の記録により、平成 7 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているところ、申立人の申立期間の標準報酬月額は、同年 4 月 28 日付けで 6 年 8 月 1 日にさかのぼって 50 万円から 9 万 8,000 円に減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 7 年 2 月ごろから厚生年金保険料の支払が滞ったところ、社会保険事務所から、標準報酬月額引下げの指導があり、これに従い届出を行ったとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日

私は、昭和 36 年 3 月 1 日に A 社 B 支店へ入社した。会社の在職証明書と定年退職者の会である C 会の名簿には入社日が同年 3 月 1 日と記載されているのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 1 日からとなっていることに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 36 年 3 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで A 社 B 支店で D 職として勤務していたことは、同社から提出された在職証明書及び人事台帳から確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録をみると、申立人の A 社における雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同一日の昭和 36 年 5 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間前後に A 社 B 支店に入社した申立人と同じ作業職の同僚 8 人の厚生年金保険の加入状況をみると、入社から 12 日から 3 か月後に厚生年金保険に加入していることが認められることから、同社では、入社後、一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記同僚の一人は「勤務後しばらくしてから給与の手取りが減ったと D 職の同僚複数名が話していたことを覚えている。」と陳述していることから、入社後、一定期間が経過した後に厚生年金保険料の控除が始まったために給与手取額が減額したものと推定できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、A社でアルバイトとして勤務し、同年 10 月 1 日に臨時職員となり、同じA社で 48 年 10 月 1 日まで勤務をした。

私よりも 2 か月早く、昭和 47 年 4 月 1 日から同社で勤務をしていた同僚及び 48 年 4 月 1 日から勤務をした同僚はアルバイトの期間も厚生年金保険の被保険者となっているのに、私のアルバイト期間だけが被保険者とされていないことに納得ができない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元職員及び同社で勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間のうちの一定期間、A社でアルバイト勤務していたことは推定できる。

しかし、雇用保険の加入記録をみると、申立人は、臨時職員に採用された昭和 47 年 10 月 1 日にA社で雇用保険被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人の資格取得日の前後に資格を取得した 29 人の同僚にアルバイト期間の有無につき照会したところ、回答が得られた 21 人のうちの 5 人が臨時職員に採用される前にアルバイト期間があったと陳述している。しかし、当該 5 人のアルバイト期間に係る厚生年金保険の記録は無く、申立人と同様に臨時職員に採用された時点で雇用保険及び厚生年金保険に加入している。

さらに、申立人が挙げている同僚 2 人についてもA社における雇用保険の加入日と厚生年金保険の加入日は一致していることが確認できる。

以上のことから、A社は、雇用保険と厚生年金保険への加入手続を同時に行っていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 8 月 1 日から 57 年 7 月末日までの期間、A 社に籍を置き、B 市が管理していた施設等で C 業務等に従事していた。

申立期間当時は、国民年金保険料が納付済みになっているが、私は保険料納付に関与しておらず、同居の母又は妻が納付していたと思うが、厚生年金保険料を控除されていると国民年金保険料を納めなくてもいいことは知らなかったはずである。

申立期間について、雇用保険の記録も残っており、勤務していたことに間違いはないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A 社で勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できる。

しかし、A 社は、「社会保険の資格取得確認通知書を会社設立時から保存しているが、申立人の記録は確認できず、また、当時は、アルバイトは社会保険に加入させておらず、申立人の当時の身分はアルバイトであったと思う。」と回答している。

また、申立人及びその妻は、申立期間の途中である昭和 52 年 11 月 28 日に B 市役所において国民年金の手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、この件について同市は、「当時の国民年金の加入手続において、申請者の厚生年金保険の加入状況は必ず確認していた。」と回答していることから、申立人は国民年金加入時点において厚生年金保険に加入していなかったものと推定できる。

さらに、申立人は申立期間において、国民健康保険組合で組合員の家族で

あったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に対して、厚生年金保険の被保険者記録照会を行ったところ、A社に係る申立期間の標準報酬月額が9万8,000円であるとの回答を受けた。当時の給与額は、申立期間前後と同額であったはずで、当該期間だけ下がっていることに納得がいかない。当時の給与明細及び賃金台帳等の資料は残っていないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、A社は、平成9年7月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっているが、その3年7か月後の13年2月9日に、申立人に係る昭和61年8月の標準報酬月額の記録が9万8,000円から26万円に訂正されている。

しかし、当該訂正により申立人の申立期間に係る標準報酬月額が減額された状況は認められず、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿上も申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前後の標準報酬月額(30万円及び26万円)に比して、申立期間の標準報酬月額が極端に低いと申し立てている。

しかし、申立期間当時A社の従業員であった一人は、「社長(申立人)は、申立期間当時売り上げが不振となり、自分の給料が出せないと言っていた。」と陳述している。さらに、昭和60年12月1日付けで社会保険事務所に届けられた申立人に係る標準報酬月額の月額変更届が事業主である申立人の意思に

反して行われたものとは考え難い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から35年5月1日まで
厚生年金保険加入記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。当時、脱退手当金というものがあること自体知らなかった。
脱退手当金は請求したことも受給したことも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間について脱退手当金の受給申請手続きをした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していないとしている。

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年7月11日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録を確認することができるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間はA社に在籍し、B社に派遣されて勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が派遣先事業所であったとするB社の社員の陳述から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の元事業主は、「同社は、申立期間も厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る国民年金の記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間内である昭和 56 年 2 月 10 日に払い出されており、また、申立人は、申立期間を含む 55 年 4 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月22日から36年7月1日まで
昭和34年9月にA社（現在は、B社。）に入社し、43年9月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、前後の期間と同様に同社C店で勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社C店に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を継承するB社は、申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶している4人の従業員はいずれも死亡しているため、申立人の申立期間における勤務状況等は確認できず、社会保険事務所のA社C店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員8人に照会しても、申立人の申立期間における勤務を確認できる陳述は得られなかった。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間に係る資格の喪失に伴い、申立人の健康保険証が返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月ごろから35年6月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。A店に勤めていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がA店で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚7人のうち、1人はA店において厚生年金保険被保険者としての記録は無い上、申立期間に同事業所において被保険者記録が有る複数の元従業員は、「厚生年金保険に加入していない従業員もいた。」と陳述しており、当該元従業員が記憶している同僚のうちの4人についても、同事業所において厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

また、A店は、昭和43年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主及び社会保険事務担当者の所在も不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所のA店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 3 月ごろまで
② 昭和 31 年 3 月ごろから 34 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、31 年 3 月ごろに事業主から当該事業主の親族が経営する B 社で勤務するよう指示されて B 社に移るまで A 社で勤務したのに、社会保険事務所には、同社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険加入記録が無い。

また、上記の経緯から、B 社には昭和 31 年 3 月ごろから勤務したのに、社会保険事務所では、厚生年金保険の資格取得日が 34 年 9 月 1 日と記録されており、申立期間②の加入記録が無い。

申立期間①は A 社に、申立期間②は B 社に勤務していたので、当該期間も厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 31 年 3 月ごろまで A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社は、昭和 30 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日以降は適用事業所ではない。

また、申立人が自分よりも後に A 社を退社したとしている元従業員は、昭和 30 年 8 月 31 日に同社で被保険者資格を喪失していることから、申立人は、同日以前に同社を退社したものと考えられる。

そして、申立人が記憶している同僚のうち連絡のとれた 1 人は、申立人を記憶しておらず、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 3 人に照会しても、申立人を記憶している者はいないことから、申立期間における申立人の勤務

状況を確認することはできない。

さらに、A社の元事業主及び給与事務担当者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

申立期間②については、昭和33年4月にB社に入社した同僚二人の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、同年4月以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社での被保険者資格取得日と同一日の昭和34年9月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の同僚二人は、いずれも、「昭和33年4月の入社時に、会社から、厚生年金保険は無いと説明を受けた。その後、34年9月になって厚生年金保険に加入し、保険料も控除されるようになった。」と陳述しているところ、両人の同社における被保険者資格取得日は、昭和34年9月1日と記録されている。

さらに、B社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主及び給与事務担当者も死亡していることから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社及びその系列会社に昭和 33 年 11 月から 48 年 12 月 4 日まで継続して勤務していたが、このうち（B社からA社に移籍した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びその系列会社に継続して勤務していたと申し立てている。

一方、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和 34 年 3 月 31 日に同社が厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた 33 人のうち、申立人を含む 20 人が昭和 34 年 6 月 1 日にA社において新たに厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、会社間の移籍に係る何らかの理由により、移籍者については同年 6 月 1 日を被保険者資格の取得日としたものと考えられる。

さらに、B社及びA社は既に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、また、申立期間当時のいずれの事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主から確認することができなかった。

加えて、B社からA社に移籍した全員が厚生年金保険の加入記録に3か月の空白期間が生じていることについて、申立期間当時の複数の同僚は、「A社に移籍した全員が昭和 34 年 6 月 1 日に資格を取得しているのであれば、会社が何らかの理由で移籍直後は厚生年金保険に加入させなかったためではないか

と思う。また、その間の厚生年金保険料控除については分からない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 31 日まで

私は、申立期間においてA社に正社員として入社し、B店(C市)のD業務を担当していた。途中1か月から2か月の間は辞めたが、社会保険庁の記録では、全期間が厚生年金保険の未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出調査した同僚4人の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているほか、同僚調査においても申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての確認はできなかった。

また、上記被保険者名簿に申立人の記載は無いところ、健康保険の整理番号に欠番は無く、さらに、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえないほか、申立人は、「当時会社発行の健康保険証は無く国民健康保険証を使用していた。」と陳述している。

加えて、A社の解散時の事業主は、「D業務という職種から、勤務形態によっては社会保険には加入していなかった。」旨回答している。

また、仮に、事業主から申立人主張のとおり、昭和35年4月に資格取得届が提出され、保険料が控除されていた場合、その後、申立期間中2回の報酬月額算定基礎届のほか資格喪失届及び再入社時の資格取得届並びに資格喪失届も提出されているはずであるが、当該事業所及び社会保険事務所が手続漏れに気付かず、記録を誤ったとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等によ

る検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月から26年1月まで

私は、A市B町に所在していたCというH施設にF職見習いとして入社し、申立期間において同事業所でG業務等の仕事をしていた。また、事業主は、D市内でEというH施設も経営していたことから、EへのG業務も担当していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA市B町に所在していたCという個人経営のH施設に勤務していたと申し立てているところ、その所在地及び仕事内容についての陳述が具体的であることから、在職期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、A市に所在していたとするCは、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同一事業主が経営していたとしているD市に所在するEも同様に適用事業所としての記録は無い。

なお、制度上、H施設は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所とされないサービス・娯楽の業種に含まれる。

また、上記の両事業所は既に閉鎖し、事業主及び同僚の連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の両事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成元年 1 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況の照会を行ったところ、A社で専務取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が47万円から9万8,000円に引き下げられている。

しかし、申立期間の給与は月額50万円ぐらいであり、その額に見合った厚生年金保険料が給与から控除されていた。何の理由もなく、標準報酬月額が下げられており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が昭和61年7月に9万8,000円に改定されていることが確認できるが、同名簿では、申立人の標準報酬月額が同年10月と62年10月の定時決定においても9万8,000円で決定されているほか、社会保険事務所が同年12月17日に同名簿と賃金台帳及び出勤簿との照合を行う総合調査を実施していることも確認でき、標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は無く、記載内容にも不自然な点はうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する上記名簿において、同僚取締役の厚生年金保険の標準報酬月額が昭和59年7月に9万8,000円に改定され、申立人同様に申立期間に係る61年10月及び62年10月の定時決定においても9万8,000円で標準報酬月額が決定されていることが確認できる。

さらに、申立人と上記同僚は、商業登記簿により申立期間においてA社の取締役であったことが確認できるところ、当該同僚は、「標準報酬月額の記録が

低くなっているのは、会社の事情により保険料を少なくするために、そのようなことをしたのかも知れない。」と陳述しており、事業主が申立人を含めた取締役2人の厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げて社会保険事務所に届け出たことが考えられる。

加えて、申立期間当時、A社の経理担当者であったとされる者は、「書類作成はしていたが、すべて事業主の指示でしていたので、詳しいことは分からない。」と陳述しているほか、A社の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 3 月 30 日に A 社に入社し、子会社である B 社に転籍した期間はあるものの、平成 6 年 12 月 16 日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁のオンライン記録では昭和 62 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までが厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、A 社で昭和 62 年 2 月 1 日に離職、B 社で同年 2 月 2 日に資格を取得と記録されていること及び同僚の陳述から判断すると、申立期間は B 社へ転籍し勤務していた期間に当たると認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録において、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 62 年 4 月 1 日となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる上、同社は申立期間当時の関係資料を保存しておらず、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、申立期間当時の同僚からは、「B 社の専務取締役から、厚生年金保険の適用事業所になるための手続が遅れるので、代わりに国民年金に加入してほしいとの説明があり、各自で国民年金加入手続を行った。」旨陳述が得られた。

そこで、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間当時、申立人と同様に B 社へ転籍した同僚の国民年金保険料納付記録を調査したところ、同僚 5 人のうち 4 人は、いずれも申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の妻の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間前後の期間は国民年金第 3 号被保険者となっているが、申立期間については第 1 号被保

険者として国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は申立期間において厚生年金保険被保険者で無かったことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 7 月 30 日まで
④ 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
⑤ 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 31 年 4 月から同年 12 月まで、それぞれの勤務期間は定かでないものの、A社（現在は、B社。）及びC社D支社（現在は、C社E支社。）に勤務しており、また、43年9月1日から44年6月末まではF社に勤務し、同年7月1日から1か月ぐらいはG社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、いずれの期間も厚生年金保険の未加入期間とされている。さらに、私がH社で勤務していた期間のうち、47年2月1日から同年9月末ごろまでの期間及びI社で勤務していた期間のうち、55年12月1日から56年4月末ごろまでの期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私は、勤務中の事業所を退社して期間を空けずに転職してきたと記憶しており、失業保険を受給したことも無いので、申立期間①、②、③、④及び⑤を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 31 年 8 月 3 日から同年 12 月までの期間において、申立てに係る事業所ではなく、J社（現在は、K社。）に在籍していたものと推察できる。

また、申立人は、A社での在籍期間及び同僚等の氏名を記憶しておらず、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申

立期間①当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、同社での申立人の在籍に関する陳述を得ることはできなかった上、B社は、「申立人のA社での在籍状況は不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、C社D支社の入社時期及び当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、同社での申立人の在籍に関する陳述を得られなかった上、C社E支社は、「申立人の在籍状況は不明である。」と回答している。

なお、申立人が、申立期間①のうち、昭和31年8月3日から同年12月までの期間に在籍していたと推定できるK社は、「J社に関する資料等は廃棄済みであり、同社での申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得の取扱状況及び申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、管轄社会保険事務所が保管するJ社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②及び③について、雇用保険加入記録から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年7月1日までの期間及び申立期間③において、申立てに係る事業所ではなく、H社に在籍していたものと推察できる。

また、F社及びG社は、「申立人の申立期間②及び③における在籍状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立期間②について、F社の社会保険事務担当者とする同僚は既に死亡している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、同社での申立人の申立期間②における在籍に関する陳述は得られなかった。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するF社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②の健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間③について、G社は、昭和45年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間③において、適用事業所とはなっていない。

なお、申立人が、申立期間②のうち、昭和43年10月1日から44年7月1日までの期間及び申立期間③に在籍していたと推定できるH社は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、同年8月1日以前において、適用事業所とはなっていない。

また、H社の元事業主は、「申立人の雇入条件は、申立人を当社に紹介した同僚が決めており、当社の社会保険事務も当該同僚が行っていたため、当社が適用事業所となった日以前の申立人の厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答しており、同社での社会保険事務を行っていたとする同僚は既に死亡しているため、同社での申立人の昭和44年8月1日以前の期間に係る厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

申立期間④について、H社の元事業主は、「申立人を当社に紹介して入社させた同僚が、昭和46年11月20日にI社を設立したことにより当社を退職したので、申立人も同年末ごろに当社を退職したはずである。」と陳述しているところ、雇用保険加入記録におけるH社での申立人の離職日は昭和46年12月31日であることが確認でき、元事業主の陳述内容と符合する。

また、H社は、昭和47年2月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間④において適用事業所とはなっていない。

申立期間⑤について、I社は、平成12年3月31日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主等は既に死亡しているため、同社での申立人の申立期間⑤における在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述が得られない。

また、申立人は、I社に在職中の昭和55年10月15日に、申立人自らを代表取締役とするL社を設立していることが、同社の商業登記簿から確認できるところ、管轄社会保険事務所が保管するI社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での被保険者資格を56年2月1日に喪失していることが確認できる同僚は、「私は、申立人が同社を退社した後、申立人からL社の仕事を手伝ってほしいと頼まれて、昭和56年1月末にI社を退社した。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 年 2 か月後の昭和 43 年 7 月 10 日に支給決定されており、申立人の脱退手当金裁定請求書が同年 6 月 24 日に B 社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、同請求書をみると、記載内容に疑義が認められないとともに、申立人の脱退手当金は、B 社会保険事務所の窓口で現金払いされていることが確認でき、昭和 43 年 7 月 10 日付けの領収書が添付されているほか、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの事務処理についても不自然さはうかがえない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 33 年 4 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 27 年 9 月 1 日から 33 年 4 月 26 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和33年9月9日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）をみると、脱退手当金の算定のために必要となる被保険者期間及び標準報酬月額合計額の記載が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、「脱手 33. 8. 15」との記載が確認できるところ、脱退手当金が昭和33年9月9日に支給決定されていることを踏まえると、同表示は、同年8月15日を意味するものと考えられ、脱退手当金の請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和43年1月まで厚生年金保険

の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さのほうがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月18日から32年1月21日まで
② 昭和32年4月20日から33年3月8日まで

社会保険庁の記録では、A社及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続きをしたことは無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和33年9月8日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、管轄社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる上、B社及びA社における申立人の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、両社での被保険者期間を支給期間とした脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月ごろから25年6月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所で勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、A事業所の代表者の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であるため、その者から申立人の同事業所における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社にて勤務した昭和 41 年 6 月 1 日から 58 年 3 月 24 日までの期間のうち、53 年 10 月 1 日における厚生年金保険の標準報酬月額が 3 万 3,000 円なのに対し、55 年 4 月 1 日における標準報酬月額が 30 万円になっている。当時の初任給は 5 万円であり、毎年 1 万円から 2 万円の昇給があった。どう考えても不自然であるので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、昭和 48 年 10 月時点でA社に在籍していた全従業員 3 人のうち 2 人の標準報酬月額は同年 10 月から 4 万 8,000 円、申立人は 3 万 3,000 円となっており、この金額は 55 年 3 月まで変更が無いことが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、上記の期間における申立人以外の二人の従業員の標準報酬月額欄に「48」と記載されているが、昭和 53 年 10 月における標準報酬月額の最高等級は第 36 等級（32 万円）であることから、この数字は等級で無いことが確認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿から、昭和 54 年 12 月 28 日に事業主が変更したことが確認できるが、その後、新たな事業主を含め、55 年 4 月 22 日に申立人を含む上記 3 人の大幅な月額変更届(随時改定)が提出されている。

以上の事情から、事業主は、申立期間当時、社会保険事務所に届けられていた標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除しており、昭和 54 年 12 月の事業主の変更により、新たな事業主が 55 年 1 月から同年 3 月までの給与

支給額に基づく標準報酬月額の変更届を同年4月に行ったものと推察できる。

加えて、申立人のみ、上記のような同僚の取扱いと異なる手続が行われていたとは考えられず、このほか、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 1 日から平成 9 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 58 年 8 月に A 社に入社し、平成 9 年 2 月に退社するまで勤務し、給与は手渡しと振込みの両方で、月に 2 回に分けて計 48 万円から 50 万円支給されていた。しかし、社会保険庁の記録では、標準報酬月額が実際に受け取っていた額と比べて低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い額を認定することとなる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、実際の給与支給額と比べて低いと申し立てしているところ、申立人から提出された源泉徴収票等の資料から確認される社会保険料控除額は、A 社から社会保険事務所へ届け出された標準報酬額から算出される社会保険料控除額と概ね同額であることが確認できる。

また、A 社における公休日勤務における給与に関して、複数の同僚は、「公休日勤務に対する給与から保険料は控除されていなかった。」と陳述しており、同社総務部も、「公休日勤務に対する給与からは、保険料を控除していない。」と回答している。

以上の事情から、A 社は、申立期間における申立人の給与について、社会

保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ごろから31年ごろまで
② 昭和33年ごろから35年ごろまで
③ 昭和35年ごろから37年ごろまで

私は、就職のため、A県から友人と共にB県C市に来て、昭和30年ごろから31年ごろにかけて「D」という名の事業所に住み込みで勤務し(申立期間①)、その後、33年ごろから37年ごろにかけて知人の紹介により、「E」という名の事業所(申立期間②)及び「F」という名の事業所に勤務(申立期間③)した。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。当時、私は、複数の氏名を用いてこれらの事業所に勤めていたが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「D」と名の付く事業所で昭和30年ごろから約1年間勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が地図に記した所在地を基に、G組合が特定したD事業所(C市内で唯一、「D」と名の付く厚生年金保険の適用事業所。)を調査したところ、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名は確認できない。

また、申立期間当時のD事業所の事業主は既に死亡しており、同事業所は、昭和34年11月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立人の同事業所における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①に勤務したとする事業所における同僚の名前を記憶しておらず、D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員に対して文書照会を行ったものの、申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名を記憶している者はいなかった。

加えて、D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間①における健康保険の整理番号に欠落は見られない。

申立期間②については、申立人は、昭和33年ごろから約2年間「E」と名の付く事業所で勤務したと申し立てている。

しかし、申立人が地図に記した所在地を基に、G組合が特定したE事業所(厚生年金保険の適用事業所)を調査したところ、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名は確認できない。

また、E事業所に係る厚生年金被保険者名簿から、申立人が記憶する事業主の親族と類似の氏名の従業員を確認できるが、申立期間当時の事業主及び当該従業員は、いずれも申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名を「知らない。」と回答しており、同事業所は、昭和47年4月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立人の同事業所における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②に勤務したとする事業所における同僚の名前を記憶しておらず、E事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員に対して文書照会を行ったものの、申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名を記憶している者はいなかった。

加えて、E事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間②における健康保険の整理番号に欠落は見られない。

申立期間③については、申立人は、昭和35年ごろから約2年間「F」と名の付く事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が地図に記した所在地を基に、G組合が特定したF社(厚生年金保険の適用事業所)を調査したところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名は確認できない。

また、申立期間当時のF社の事業主は既に死亡しており、同事業所は、昭和46年10月に厚生年金保険の適用事業所で無くなっていることから、申立人の同社における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間③に勤務したとする事業所における同僚の名前を記憶しておらず、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員に対して文書照会を行ったものの、

申立人の氏名及び申立人が称していたとする複数の氏名を記憶している者はいない上、一人の従業員が所持していた申立期間当時の同社における行事写真（慰安旅行、運動会等）計 8 枚を申立人に提示してところ、申立人は、「記憶している同僚、事業主等はいない。」と陳述している。

加えて、F社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間③における健康保険の整理番号に欠落は見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。